

第二十回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和二十九年十二月六日(月曜日)午前十一時二十一分開会

委員の異動

本日委員井上清一君辞任につき、その補欠として宮澤喜一君を議長において指名した。
同日委員宮澤喜一君及び井村徳二君辞任につき、その補欠として井上清一君及び有馬英二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君
理事 藤野 繁雄君
土田 國太郎君
小酒 井義男君
東 隆君

委員

青柳 秀夫君
井上 清一君
入交 太蔵君
木内 四郎君
西川 甚五郎君
安井 謙君
杉山 昌作君
豊田 雅孝君
前田 久吉君
野溝 勝君
平林 剛君
森下 政一君
有馬 英二君
石坂 豊一君
伊藤 卯四郎君

衆議院議員

國務大臣

大平 正芳君
内藤 友明君

政府委員

自治庁財政部長

後藤 博君

大蔵省主計局次長

正示 啓次郎君

大蔵省主計局法規課長

村上 孝太郎君

大蔵省主計局長

渡辺 喜久造君

農林政務次官

羽田 武嗣郎君

事務局長

木村 常次郎君

常任委員

小田 正義君

常任委員

小田 正義君

大蔵省管財局長

窪谷 直光君

農林省農林經濟局長

久宗 高君

水産庁漁政部長

中村 正路君

漁船保険課長

中村 正路君

本日の會議に付した事件
○農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするため一般會計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○漁船再保險特別會計に關する特殊保險及び給付保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般會計からする繰入金に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○交付税及び譲与税配付金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に關する特別法案(衆議院提出)(第十九回國會繼續)
○昭和二十九年産米穀についての超過供出獎勵金等に對する所得税の臨時特例に關する法律案(衆議院提出)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より大蔵委員會を開会いたします。昨日、一昨日、衆議院から六件通過いたしました本審査に付せられておりますが、今朝ほど各党の理事とお打ち合せいたしました。本日は最初に政府提案の三件を扱いまして、その後に議員提案の法案を扱つて参るつもりでありますので、御了承をお願いいたします。

最初に農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計からする繰入金に關する法律の一部を改正する法律案、これにつきましては、去る一昨日日曜日質疑をいたしました。が、なお質疑のあり方は御質疑をお願いいたしました。質疑終了次第、討論採決に入りたいと思ひます。御質疑をお願いいたします。

○藤野繁雄君 二十九年度は終戦以來最も災害が少い年であつた、こういうふうな話であります。この最も災害の少ない年に當つて、今回更に十二億の繰入をしなければいけない、こういうふうになつてゐるという事は、これは二十八年年度の結果がどういふふうになつたのであるか。これだけのものを繰入れたならば、昭和二十九年年度分としては更に繰入する必要があるやうになつてゐる見込であるかどうか。その点をお伺ひしたいと思います。

○政府委員(村上孝太郎君) お答え申し上げます。只今御質問の十二億円というのは、昭和二十八年年度に起りました百八十三億の損失を補填するわけでありまして、昭和二十九年年度の災害も或る程度ございまして、現在のところは正確な数字は上つておりませんけれども、十月の作報によりまして、大體五、六十億円のやはり赤字が出るのではなからうかという予想を立てております。これにつきましては、昭和三十年度の予算に於いて繰入れる、こういうことに相成るか存じます。

○藤野繁雄君 この再保險特別會計に最も重大な影響を及ぼすのは、異常災害の調査如何による。私は先般も申し上げたように、現在の異常災害の調査方法は適当じやない、こう考へておるのではありませんが、政府においてはどうかうふうな考へを持つておられるのであるか。又政府においても同感であるとしたならば、如何なる方法によつて如何なる状態にこれを變更しよう、改善しようという考へであるか。その点をお伺ひしたいと思います。

○説明員(久宗高君) 補償制度を進めて参ります場合に一番問題になりますのは、只今御指摘のございました損害評価であります。この問題につきましては、先般衆議院におきまして小委員会が作られました。現在、制度

の根本改正を問題として取上げておられるわけでありまして、両院のそれぞれの委員会におきまして問題になりました。これは、結局客観的な資料を使つて損害の評価を合理化しようという考へ方でございます。結局現在の段階におきましては、作物報告事務所の資料をどうこれに利用するかという点でございます。この問題につきましては、両院とも町村段階で査定できるのであります。この問題につきましては、両院とも町村段階で査定できるのであります。この問題につきましては、両院とも町村段階で査定できるのであります。

現在、現在の段階では県段階で査定をいたしておりますが、どうも必ずしもまだそれが合理的に運用できませんので、具体的には郡段階まで査定を下してやることを検討中でございます。政府におきましては、農林省に補償制度の協議会が設けられて、近く中間的な答申が出る予定であります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑はございませんか。

○野溝勝君 保険課長にお伺ひするのでございますが、今、藤野委員からも御質問がございましたように、異常災害と通常災害の問題であります。確かに今御指摘になつたやうな問題が残されておるわけでありまして、前年度あたりにおきましては、広島と鹿児島でつたか、二つの県が異常災害の県になつておつたと思ひますが、そういう点で、これから異常災害に對する制度並びに評価等に對しましては調査をして期待に副うようになつてゐるというお答

わかるのですけれども、私はむしろそれよりは、異常災害、通常災害にかかわらず、この保険金が末端に流れるまでに、どうもその間の費用の配賦状況と言いますか、資金の配賦状況が往々非常に疑問を持たれておりますので、この際どういうふうにして流しておるかということを一応お聞きしてみたいと思います。

○説明員(久高善吉) 末端まで金が流れる、その方法につきましてはお尋ねでございますが、一つは、御承知の通り末端の各町村に共済組合がございまして、こまごまの問題と、それから村内でどう配分されるかという、二つの問題になるかと思ひます。私どもも二十八年度は非常な災害でございまして、特に完全支払いというものを非常に重要視いたしまして、各段階において配分する金を公表するというやり方をとつたわけでございまして、その経過から見ますと、中央から県、県から町村というところまでの金の動きは非常に規正されたというふうに思ひます。であります。残念ながら町村に参りましてから各農家に配られますところ、つまり正規の支払いが若干ゆがめられておる事例も相当出て来たわけであります。この点は会計検査院或いは行政管理局あたりからも最近いろいろ御調査で御指摘を受けておりますので、末端の支払いのところを徹底的な完全支払いのできるようにいたしたいと思ひますが、主としてこれがゆがめられて参ります理由といたしましては、中間でいろいろ問題があるというふうな御指摘があつたのであります。これは主として、掛金がうまく集まらないために、相殺といつた

ような関係が相当入つて来ております。併し、金額の上で特に誤りがあるといつたような問題は、私は殆んどないと考えております。ただ末端におきましては、いろいろ供出その他の問題も関連いたしまして、各損害農家の内訳通りに支払うということが、いろいろな部落の関係その他でゆがめられる事例も出て来ておりますので、これらにつきましては、別途掛金の掛け方なり或いは共済金額のきめ方というものをもう少し各個人に密着したようなやり方で処理して参るといふやり方で調整して参りたいと思ひております。

○野澤勝君 多分まあそんなようなことが問題になつておるのではないかと思ひますが、そこでこの営農資金の問題なども、今保険課長のお話になつたような内容と接を同じくしておるのですが、たまたま協同組合費或いは農業手形等々の掛金の問題と相殺をしたために問題を残されておる。今お話を聞いてみると、この農業保険などの問題についても、掛金及び組合等と相殺した点があるというお話のようでございしますが、こういう点は一体相殺すべきものであるかないか、私は相殺すべきものじやないと思ひますが、この点はどういうふうにお考えになつておるのでございしますか。

○説明員(久高善吉) 勿論御指摘の通り、当然これは掛金を先ずかけまして、払うものは払うというように処理をしなければならぬのでございしますが、当然加入というような形をとつておりますのが、一つのまあ欠陥と申しますれば欠陥でございまして、それとの関連で、又掛金を取ります時期にいたしましては、又掛金の金が非常に少い時期とい

うような問題になつておりますので、実は掛金の徴収が余り制度で期待してありますような形に運用されてないわけにございします。その結果、末端で共済金を支払うときに相殺するといふような事例が出て来ておりますので、昨年あたりも、そういうことでは非常にまずいので、徹底的に指導をしてみました。ございしますが、結果におきましては、必ずしもこれはまだ十分矯正されておらないといふことではございします。従ひまして、処置をいたしましては、掛金の取り方なり、取る時期の問題を一つ再考しなければならぬだろうといふことと、それから止むを得ず相殺といふような形になります場合において、どういふ形でどういふようなことになるかという問題を各人に徹底いたしまして、必要な措置をいたしたいと思ひております。従来貯金の付替といふような形で、経理上はそれでよろしいのでございしますが、各個人が十分そのいうことを承知してないで相殺されておるという例もあるわけでございします。そういう点を矯正したいと思ひております。

○野澤勝君 保険課長はお聞きになつたと思ひますが、先般営農資金の問題が本委員会において問題になつたのであります。その際、局長の見解をいたしまして、さういふ性質の違ひものを相殺するといふことはよくないと思ひ、併し納得できてやるものなら、これはいたし方ないが、納得できないという場合においては、さういふ性質のものじやないから、具体的にわかれればそれを取り消すといふことが言明されました。内容のわかつたものに対しては、それは、それを処置したのでござい

ますが、この農業保険の問題も、私は性質が違ひるのでございしますから、こういうものを相殺するといふようなことは成るべく避ける。例えばこれが事実上できても、私はそれをするのは原則じやないと思ひます。ですから、そういう点については御注意を願ひたいと思ひます。それから、保険金だの営農資金を要求するといふ農民の気持ちになります。それから、御承知の通り深刻でございしますから、来ると思ひますのが手に入らんと、これはもう非常なる不満なんですから、農家の心の琴線といふものを十分御承知願つて執行に當つてもらいたいと思ひます。

それからいま一つは、相殺する場合、今お話しになつたように、あらかじめ十分に納得せしむることにしておいて、例えば今度さういふ制度ができて保険金がこのくらい、通常災害がどのくらい、普通災害がどのくらい、例えば稲についてどのくらい、或いは養蚕でどう、或いは麦についてどうといふことになりまして、その際に、若しその掛金が納まつてない場合は、災害になつてもさういふ場合があり得るかといふことを、あらかじめ前に私は、災害になる前から、年度の当初から、よく徹底するように、それぞれの団体、系統等を通して示達願ひたいと思つております。

以上を以て私は質問を打ち切ります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございせんか。

○東隆君 先ほどの評価の問題で、作報の数字、これは問題はすべて郡までこれを延ばす、こういうふうなお話ですが、郡まで延ばされても、今の作報

の損金をとつてさうしてやつてゆくあのやり方では、大まかな情勢はわかると思ひますけれども、農業共済の關係には非常にこれをとらえることは迷惑なんだ、こういうふうな考へるので、それで農業共済の場合に考えられる数字として基本になるのは私は三つあると思ひます。今の作報の数字と、それから食糧事務所が調べる数字と、それから食糧事務所が調べる数字と、それから都道府県で調べるものは、平年作或いはその他のときには割合にいい数字が出ますが、冷害だの凶作の場合には、供出關係がありまして、ポリテイカルに数字が出て参ります。それでこれは私は余り情態するに足りな

の段階で末端の農家に共済金を支払う場合には非常に困難を来す。又不都合なものが出て来る。殊に共済関係でもつて皆無作のものと、それから或る程度とれたものが平均をされたり、いろいろな形でもつて、実際には適当な形で配分をされないという形が出て参ります。そんな点で、私は評価の点はおつとお考えになつて、そうして郡に延ばすというのじやなくて、根本的にお考えになるべきものと思う。こういう考え方を待つておりますが如何ですか。

○説明員(久米高君) 只今御指摘のご

ざいましたような作報の資料と共済関係の資料をいきなり突き合すことに無理があるのじやないかと、私は、私ども確かにそういう点があると考えております。たださつき郡までと申しましたのは、現在突き合せております段階が、県段階で県の総枠を検討するようになつておりました。郡別までの内訳が入つておりませんので、仮に県単位にや合理的な数字が出て、その郡別配分の際いろいろ問題が出て参りますので、その方法としてはむしろ郡段階までゆきたいということを申し上げたわけでありましたが、ただ御指摘になりましたように、作報だけの数字でやることは勿論現在でもそれはやつておらないので、郡段階におきまして、実際には食糧事務所でございまして、かある農業関係の数字を持寄つて、実際には検討しておるわけでございます。ただ制度の上でそれをすぐ直結してしまふかどうかにつきましては、いろいろ方法があると考えますし、又御指摘のありましたような供出の關係が先行いたしますので、その

影響を共済が非常に受けるわけでありますので、非常に金んだ影響を受けますので、その点をどう調整すべきか、今協議会においても重要な議題になりまして検討しておるわけでございます。まだはつきりしたきめ手が出ておらないわけでございます。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑

を議題といたしまして、これにつきまして御質疑をお願いいたします。

○藤野繁雄君 拿捕又は抑留せられたところの漁船の数がどのくらいであるか。そうしてその漁船は、拿捕せられたりちでどのくらいの船及び人が帰つて来たか。先ずそれを伺いたいと思ひます。

入していないのはどういふ理由で加入していないのですか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑

○説明員(中村正路君) 拿捕されまし

た漁船につきましては、昭和昭和二十一年頃からぼつぼつ拿捕がござい

○説明員(中村正路君) 我々のほうと

○委員(西郷吉之助君) 今手配いた

したからさつき参ります。政府委員

を呼んでおりますが、他に御質疑が

○藤野繁雄君 そうすると、保険に

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

○委員(西郷吉之助君) 速記を始

めて、一時に再開いたします。

○政府委員(羽田武副郎君) 保険に

入したほうが有利な事情をよく業者

だ曾つてない不祥事件であつて遺憾に堪えないのであります。こういふような事件が起つておるのであります。政府においては、死んだ者とその遺族に対してはどういふような措置をとられようとするお考えであるか、又負傷した者に対してどういふふうにしよといふお考えであるか、船に対してはどういふような損害補償をしよといふお考えであるか、又将来こういふふうな事件が起らないためにはどういふような対策を講じよとするお考えであるか、この点を伺います。

○政府委員(羽田武副郎君) 御承知のように山田丸事件は誠に遺憾なる状態で、心を悲しましむるものでございませう。実は十月の初旬に東支那海の大陳島近海におきまして、国府並びに中共の双方において作戦の行為が行われておりまして、そのときに日本の漁船が約六十隻ばかりその附近において漁業をいたしておりました。そのうちの一つの第十真盛丸というのが国府の艦艇によりまして臨検を受けたのでございませう。向うから、これは両方で作戦行為をやつておるから危険である、近づかないようにといふことを警告を發し、その後、芳沢大使を通じて日本政府にもその旨の連絡がありましたので、外務省の連絡によつて、農林省といたしましてはそれぞれの船会社、関係漁業者に連絡をいたして、かくのごときことのないようにといふことをいたしておたのでございませう。然るところ、只今御指摘のように、十一月の二十二日の真暗闇の中において日本の漁船が、山田丸が撃沈された。ところがこれについては、果して中共側か国府側か、どつちの軍艦がこれを沈

めたかどうかといふことがはつきりいたしておらないのであります。実はそういう意味で、ただあのときに新聞にも伝えておりましたように、国府側では、とにかく船を撃沈した事実はある、併し暗夜であるから日本本船か漁船か何か一切不明であるといふうなことを當時の新聞などに伝えておつたのでございませうが、いづれにいたしましても、果して国府側か中共側かどつちかのものによつて撃沈されたのかどうか。ただ山田丸が撃沈され、二人の者が死傷をいたし、なおたくさん

の者が死傷を受けたといふ事実はございませうが、その加害者がいづれの国なりや否やといふことが実は不明になつておるのでございまして、当方といつたしましては、この事実の真相を掴むといふことに、今、力をいたしておるのでございまして、この証明がつかまつてみましても証拠不十分のことと權威を持ちません。ここで今あらゆる角度から証拠を集めることをいたしておるのであります。その確証を得ました上で、賠償を加害国に対して要求をいたすべく外務省と連絡を農林省としてはとつておるやうな実情でございまして、そういうやうな情勢になつておることをお知り頂きまして、續いて、然らば先ずこれらの二人の死んだ方や傷つた方に対してどういふやうな賠償の方法があるかと申しますれば、只今も御論議を頂いております漁船損害賠償法による漁船の特殊保険によりまして、これは船に対しては保険が全額支払われると、こういふことに先ず国内的にはなるわけでありませう。それからなお恐らく山田丸は、この点

は詳細に調べておりませんで恐縮でございませうが、山田丸は相当大きな水産業者でございませうから恐らく労災保険には入つておると存するのでございませう。労災保険に入つておりますれば、労働省の労災保険によりまして、死傷者に対しては、死んだ者に対しては死んだ者だけの規定に従うところの労災保険をもらへるし、それから又、傷を受けた者については、傷を受けた程度によりましての正式な労働省の査定によりまして、第一線の労働基準局の調査によりましての労災保険といふものが支払われると存するのでございませう。こういふやうなふりについていたしまして船の損害……それから死傷者のほ

たは、ただ労災保険ばかりでなく、こうした一種の撃沈をされたといふことによつて生じておりますから、前段の証明が明瞭に把握ができました節に当該国に対して損害賠償の要求をいたす、こういふやうな手順で行くべきではないかと考えておるのでございませう。それから最後の御質問のございませう。どういふやうなものが再び起らないやうにどうするののかといふ将来の対策についての御質問がございませうが、こういふやうな点につきましては、先ほども申すやうなふりに、作戦の地域或いは又水爆の実験の地域といふやうなことにについては、できるだけ向うのやつておるところの国の水域をはつきりさせまして、そしてこれを関係業者に通じまして、密かに近寄らざるやうに警備をいたしてやつて行く、こういふやうな考え方で、將來殊にこういふことに鑑みまして、東支那海については特にこういふ点を十分に業者に対して、あまり冒険をしないやうに、密かに近

寄らないやうによく連絡をいたしたい、こう考えております。実は今回のものもいたしておつたのでございませうが、これはあまり外には、外国には知らしたくないと思つてございませうが、おつたのでございませうが、やはり日本漁業者の方が非常に勇猛果敢に海域に進出をせらるるといふやうな結果がかくのごとき事態を起したのでございまして、これはあまり外には言いたくない、こういふやうに考えておるのでございまして、どうぞ御了承を頂きたいと思ひます。

○土田国太郎君 ソヴィエトあたりの平和攻勢以来、北海方面へ出る漁船の拿捕といふやうなものについて大分緩和して来ましたが、如何ですか。
○政府委員(羽田武副郎君) 平和攻勢がどうかはわかりませんが、最近割合に北の方面においては事案がないやうでございませう。
○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませうか。
○東隆君 私は少し外れるかも知れませんが、政務次官もおいでになりますから御聞きしますが、この拿捕されたり抑留されたりしておるものは、これは日本における水産関係からいへば、沿岸漁業或いは一本釣りといふやうなものを保護するために沖合に出、或いは遠洋漁業、こういふやうな形で出ておるわけですか。それでこれは国家が相当保護を与えなければならぬものではないか、こう一応考へる。その場合には、こういふやうな不幸なことにそれがぶつかつた場合に、これをなくするためにには国交の修復をやるよりほかには方法はないと思ふんですが、国交の修復をやることと、それから国交の修

復ができるまでは国家が全面的にこれに対して補償その他をやる、こういふ体制がとられて然るべきものだと思うんですが、特に法律をこしらえて、そうしてやつておられますけれども、私は普通の漁船損害賠償法によるものを延長して、それらの船に対して国家が全面的に補償をする、こういふ体制を作るべきではないかと、こう考へるわけですか。国交が修復されるまではそういふふりに考えますが、この点はどういふふりにお考えですか。
○政府委員(羽田武副郎君) お説誠に御尤もでございまして、十分研究いたしたいと存じます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませうか。御質疑がなければ討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございませうか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
○野澤勝君 本案には賛成をいたしますけれども、一言申し加へまして賛成をするものであります。たびたび本特別会計の問題が本委員会に議題となつて出るのでございませうが、大体かやうなことが今後たびたび起ると思ふのでございませう。併したびたび起るのを予定して一応作定されたものと思ひますが、大体私は、こういふ特別会計が短期の資金に待つておるのでございまして、短期資金のこういふ保険制度といふものでは、こうした將來たびたび起ることを予想しての特別会計としては、いつも赤字の連続といひましようか、不安の連続といひましようか、こ

小酒井義男 東 隆
青柳 秀夫 杉山 昌作
豊田 雅孝 野溝 勝
平林 剛 森下 政一
石坂 豊一

ういうことが続くと思うのです。何とかこれを根本的に建直す方法乃至は制度が案されておるかどうかということについて、私は本委員会でお伺いたかつたのでございますが、もうすでに討論採決の段階に入っておりますから、これ以上は申し上げませんが、これは農業共済の保険制度と同じような内容を持つておる、この点が一番問題なんでございます。こういう点を十分今後留意されまして、特に次回におきましては、かような点につきまして、長期金融の点について特に御配慮を願いたいということを申し述べて本案に賛成するものであります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御発言ございませんか。御発言がなければ討論は終局したものと認めまして、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(西郷吉之助君) それでは御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案を、衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

「賛成者挙手」
○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。よつて本法案は可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひます。
多教意見者の御署名をお願いを申し上げます。

多教意見者署名
藤野 繁雄 土田国太郎

○委員長(西郷吉之助君) 次に先ほど野溝委員の御質疑が留保しておりましたので、先ほどの農業共済再保険特別会計関係の法案に戻ります。

○野溝勝君 先ほど委員長の了解を得まして私が大蔵主計当局の出席を願つたのでございますが、この際簡単に御質問しておきます。農業共済に対する特別会計の歳入不足補填の法律案が出たのでございますが、この法律案の内容を見ますと、一、一億十二億の資金によりましてどうかこうか辻褄を合せたように見えますけれども、この資料によりまして通常の標準被害額六十三億一千八百五十五万圓、これは果の段階における赤字部分だと思つたのでございますが、これが現在の制度の下におきましては、いつもこれが殖えて、減るということがなくて年々殖えて行くと思ひます。御承知のごとく二十八年度におきましては、この基金制度ができる前でございますが、二十八億円の赤字があつたのでございまして、それが二十九年度におきましては、驚くべきに倍以上になつておる。特に日本の田におきましては災害の非常に多い国であります。府県は財政上非常に苦しんでおります。こういうようなことで、私は、このいわば基金事情といふものは永久に問題の点となつて行くのでありまして、今にしてこれを何とか処理するか、何とか解決するの制度なり方針を樹立しないと、

結局は勘定合つて幾足らずということになるのじやないかと思ひます。この内容は言ひまでもなく保険料率の問題、或いは災害の数量等の問題によつていろいろのことがつたことになつたと思ひます。これらについて農林当局と大蔵当局の間には、この基金制度の問題、果負担の段階に対する問題について何とか考え、或いは折衝したことがありますがどうか。この際お承りしておきたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。

御指摘の通りに過去におきまして或る程度の赤字が生じておりましたのであります。これを如何に処理するかという問題が懸案として残つておるのでございます。

実はこの農業共済保険制度につきましては、これはまあ農村における一種の農民に対する最低補償的な非常に重要な制度といつても可い、大蔵省におきましてこの点は極めて深い関心を持つておることは申し上げるまでもございませぬ。只今野溝先生から御指摘の通りに、共済保険の健全なる運営を図つて行きますためには、基金の適正な規模といふものがどうしても確保されなければならぬのでございまして、お言葉にもございまして、一番望ましいことは、年々の災害が極めて少くなりまして、農村の方々に大してその被害の補填をする必要がないという事態が最も望ましいことは申し上げるまでもございませぬ。併し本年のごときは終戦後災害最少の年と言われておるのではありません。すでに御承知の通り、或る程度の保険金の支払は必至の状況でございます。そこで、この過去か

らでございますところの赤字、又将来に備へます基金の規模というものにつきては、農林当局におきましてはもとよりのこと、大蔵省におきましても十分慎重に検討をいたしたい、かような心組みでおるのでございます。

またまたこれらの点につきましては、只今農林省におきましても小委員会を設けられまして、国会の専門の先生方にも御参画を頂きまして、鋭意御研究のようになつておるのであります。

大蔵省は予算その他の機会におきまして農林省とも十分この問題につきましまして意見を交換いたし、冒頭申し上げましたような極めて大切な制度でございますから、過去の懸案並びに将来に備へる点につきましてはなお一層慎重に検討いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○野溝勝君 今、正示次長からお答えがありました。まあ慎重に考えることは勿論でございます。ところが、災害が二十九年は少かつたと言われましても、日本は世界で地震を初め災害の多い国は少ないです。が、まあ日本、イタリイくらいで、御承知の通り、本年は少かつたからといふようなことで私は軽く見てはいかんとお思ひます。特に農村の状態といふものは、大蔵当局から見ると、中小企業或いは労働者よりよくなつたといふが、これはともない見当違いであります。農民といふものは文化生活をしておらないのです。ですから豚のような生活をして我慢をされている。貯金が僅かばかりできたからと言つてそれで農村がいよいよ農村はもう優遇されておるとか、こういう認識は根本的に変へ

て行かなきゃならぬ。私は大蔵委員会の命によりまして九州方面に財政金融の調査に参つたのですが、その際、国税局並びに財務局は口を揃えて農村はいいいいと言ふ。それはどういふ意味で農村はいいと言ふのか私はよくわからぬ。若し農村が近代人のような生活様式をやつておるならば、とてもそれは農村などやつて行けるものじやないのです。そういう点を十分私は分析してあらわなければならぬ。その上に立つて特に農民が災害を受けますならば、これは一家の経済を挙げても、とてもこれは解決ができる問題じやないのです。特に自然的条件と四つに組んで生活しておるの農民でございまして、自然的条件と戦つておるの農民以外にないのです。ですからこの苦闘といふものを考えますと、この農業の保険制度の確立といふものは絶対必要なんです。私はそういう意味において、今の農村で、農家が四、それか

らに困窮が六という比率も、私は反対です。むしろ私は殆んど大部分が国家補償くらいやるといふ方針を持たなきゃ駄目と思ひます。その代り生産、増産については責任を持たせるといふようなことをして行くくらいに、農業共済制度といふものを完全な保険制度に確立したいといふふうに私は思つておる。そこで、今非常に慎重な態度で行くと言つておられますが、本年度は青森県、或いは長野県、或いは広島、愛媛等は、本年度でも相当の痛手をこうむつておる。青森のごときは、先般私は視察に参つたのですが、農作物は冷害、果樹、リンゴはだめという、全く踏んだり蹴たりという状態でございます。

行かなきゃならぬ。私は大蔵委員会の命によりまして九州方面に財政金融の調査に参つたのですが、その際、国税局並びに財務局は口を揃えて農村はいいいいと言ふ。それはどういふ意味で農村はいいと言ふのか私はよくわからぬ。若し農村が近代人のような生活様式をやつておるならば、とてもそれは農村などやつて行けるものじやないのです。そういう点を十分私は分析してあらわなければならぬ。その上に立つて特に農民が災害を受けますならば、これは一家の経済を挙げても、とてもこれは解決ができる問題じやないのです。特に自然的条件と四つに組んで生活しておるの農民でございまして、自然的条件と戦つておるの農民以外にないのです。ですからこの苦闘といふものを考えますと、この農業の保険制度の確立といふものは絶対必要なんです。私はそういう意味において、今の農村で、農家が四、それか

らに困窮が六という比率も、私は反対です。むしろ私は殆んど大部分が国家補償くらいやるといふ方針を持たなきゃ駄目と思ひます。その代り生産、増産については責任を持たせるといふようなことをして行くくらいに、農業共済制度といふものを完全な保険制度に確立したいといふふうに私は思つておる。そこで、今非常に慎重な態度で行くと言つておられますが、本年度は青森県、或いは長野県、或いは広島、愛媛等は、本年度でも相当の痛手をこうむつておる。青森のごときは、先般私は視察に参つたのですが、農作物は冷害、果樹、リンゴはだめという、全く踏んだり蹴たりという状態でございます。

踏んだり蹴たりという状態でございます。

踏んだり蹴たりという状態でございます。

踏んだり蹴たりという状態でございます。

踏んだり蹴たりという状態でございます。

した。特に農業共済制度の確立、それから特にこの資金の長期化というよりなことにつままして強く叫ばれておつたのでございまして、そういう点を十分御理解を願ひまして、特に農林当局との折衝におきましてはリベートはありません、これには。(笑)リベートはありませんが、是非一つ真剣になつて御配慮を願ひたいと思ひます。以上を以つて私は質疑を打ち切ります。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑はございせんか。御質疑がなければ討論採決に入りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」「省略」と呼ぶ者あり
○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。(賛成)

「異議なし」と呼ぶ者あり
○藤野繁雄君 私はこの農業共済制度の完壁を期するためには、どうしても異常災害の調査の完壁を期せなければいけない。でありますから、これを目下検討中でありまして改めるようにする。又掛金の額及び徴収方法についても、今後改善の余地があると思ひのでありますから、こういうふうなものも改善するというような希望を付して賛成いたします。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御発言ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(西郷吉之助君) それでは討論は終つたものと認めまして御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと認めます。農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入る繰入金に關する法律の一部を改正する法律案に對しまして、衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。

よつて本法案は可決すべきものと決意いたしました。

なお諸般の手續は前例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひます。なお多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

藤野 繁雄 土田 國太郎
小酒 井義男 東 隆
青柳 秀夫 杉山 昌作
豊田 雅孝 前田 久吉
野澤 勝 平林 剛
森下 政一 石坂 豊一

○委員長(西郷吉之助君) 次に交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題に供します。この法案につつまして御質疑をお願いいたします。

なお小酒井委員より御希望の、自治庁の府県委員は、財政課長がやがて参ります。

○平林剛君 ちよつと大蔵省のほうに御質問いたしますが、地方財政における赤字がたぐさんあるということは私も承知をいたしておりますが、地方財政の健全をいつも希望いたしておるわけであります。今回の場合に

まして關係をいたしますから、念のため現在の地方財政の赤字につつまして御聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今平林先生から御質問のうちに、地方財政は誠に只今一般に赤字を出しまして、而もそれが年々増加の趨勢にありまことに、国会におきましても極めて重要な問題として、いわゆる再建整備の方途につつまして特別の立法措置すらも只今懸案となつておるような次第であります。二十八年度までの決算により

ますと、いわゆる形式的な赤字と実質的な赤字があるのではありませんが、大體實質的な赤字で申上げますと、二十七年が三百億くらい、これが約五割くらいに増えまして四百数十億といふものが二十八年度に生じておるうちに私ども何つておるのではありません。この問題につつましては、従つて先ほど申上げましたような再建整備といふことが極めて重要な問題になりまして、たしか国会におきましても議員の方の御提案になりまして再建整備法案を継続御審議に相成つておるのであります。まあこれに對しまして私どもとしましては、本国会におきましても、国費極めて多端の折からでございまして、警察費につつましてはその算定に或る程度の過小見積りがあつたといふことを卒直に認めまして、今回の補正予算におきまして、他の経費は殆んど既定経費の節約等によつて支弁いたしておるの

でございまして、この警察費の不足に關しまする限り、法人税の自然増収に對しまして一定の比率、即ち国会ですでおきめになりました一九・六六%を今回特に一九・八七四%に改訂をい

たしまして、その率によつて算定いたしました四十億圓といふものを警察費不足の補填に充てることにいたしておるのであります。なお、この法人税の一九・八七四%のほかに、地方におきます警察の活動に對しまして補助をいたしたために、二億二千七百万円を補助金の増加として計上いたしておるような次第であります。

○平林剛君 地方財政の赤字が大體實質的にも四百数十億圓もあるといふことはよくわかりましたが、その内訳についてちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 四百二十六億の赤字が地方団体全体についてあるのではありませんが、その内訳は細かくはわからぬのであります。各地方団体に

よりまして事情が非常に異なつております。一応大まかに申しますと、原因は三つか四つの点になると思ひますけれども、個別的に何が幾らといふふうなことは、はつきり私どももわかりかねるのであります。大きな点を申しますと、結局ベース・アップが毎年ありましたために、財源振替が十分に行われぬ、その尻が赤字になつておる、これが第一の理由であります。第二は災害關係の仕越工事が最近非常に多くなつて参りまして、昨年度だけで、府県だけを拾つてみましても四十

二、三億の仕越工事がございまして、これが大體赤字になつておる。第三は、国の補助金、国の補助基本額が非常に低いために持出し単独事業がござい

ます。いつも例に挙げますのは、小學校の校舎は現在二万七千圓という単価になつております。これは二万七千圓ではできません。三万圓くらいか

す。従つて、足りない分が持出しの単独になつております。こういうのが施設にもございまして、普通補助金の単価にもございまして、例えば、地方補助金で申しますと、農業改良普及員の経費が足りない。これも現実には相当持出しをしております。それから保健所のお医者さんの単価が非常に低い。これは現実には非常に高い単価のものを雇つております。そういう普通補助金の過小であるといふことから出てくるもの、そういうものが大きいのであります。そのほか国のいろいろな、昨年で申しますと、義務教育關係で二分の一の補助が国のほうで措置ができなくて本年度に持越した、こういうものがあります。社会保障、失対等につきましてもやはり同じような事情があります。そういうものがやはり赤字の原因として我々考えられます。

○平林剛君 今度出された警察制度の改正によるものもやはり赤字の原因になつておるのですか。

○政府委員(後藤博君) 警察法の關係のものは本年度のものであります。本年度まだ途中でありますので、それが私どもすぐ赤字の原因になるとは考へておりません。財源振替が可能である赤字の原因にならないとも考へておるのであります。全体として財源措置が過小であつたといふことを考へて、新しく増額措置を講じて頂いたのであります。それをすぐ赤字に持つて行くのはちよつと飛躍した議論ではないか。かように地方団体にも申しております。

○平林剛君 今ベース・アップの財源とか、災害關係、国の補助が不足であるとか、義務教育の経費が不足である

と、従つて、足りない分が持出しの単独になつております。こういうのが施設にもございまして、普通補助金の単価にもございまして、例えば、地方補助金で申しますと、農業改良普及員の経費が足りない。これも現実には相当持出しをしております。それから保健所のお医者さんの単価が非常に低い。これは現実には非常に高い単価のものを雇つております。そういう普通補助金の過小であるといふことから出てくるもの、そういうものが大きいのであります。そのほか国のいろいろな、昨年で申しますと、義務教育關係で二分の一の補助が国のほうで措置ができなくて本年度に持越した、こういうものがあります。社会保障、失対等につきましてもやはり同じような事情があります。そういうものがやはり赤字の原因として我々考えられます。

○平林剛君 今度出された警察制度の改正によるものもやはり赤字の原因になつておるのですか。

とか、そのために地方財政の赤字が出るというところ、この責任がどこにあるかというところは別にいたしまして、私のほうでちよつと調べたところによりまして、警察法の制度を変えるために出した財源が、大体今回提案をされたような四十億程度ではなくて、もつとたくさんあるというように聞いたのでありますが、それについてお答えを願いたいと思います。

○政府委員(後藤博君) 府県の現計予算、それから、これから追加されるものを合算して大体現在の我々の財政計画とその差額が百億くらいございまして、併しそのうち現在の予算のほうで足りないものが七十億くらいございまして、これを、交付団体と非交付団体がございまして、交付税の行く団体と行かない団体というものを考えて参りますと、この百億の額がうんと減つて参ります。それから百億の中には不確定な要素が相当ございまして、これは警察側の予算を全然査定しないで入れてある額がございまして、概算で組んでおるところがございまして、いろいろなやり方を以てやつておりますので、百億全部が私ども足りないとは考えておりません。従つて、相当査定を要するものがある。各府県の予算の内容を見ますと、単価がまちまちでございまして、その中であるべき財政需要をどの程度にきめるかということが大蔵省との最後の話し合いであつたのであります。それをいろいろ検討いたしました結果四十億というところにいたしましたのであります。四十億を計上いたしましたものと、百億の差が交付団体だけで二十二、三億になります。交付団体だけで計算しますと、二十二、三億になります。

す。大体二十三億くらいでございまして、そのうちで更に検討いたして参りますと、警察行政費などは国の補助と大体同額のものを地方負担、こういうことになつております。二分の一負担であります。これを国の補助を非常に大きく見て組んでいられるものが相当ございまして、そういうものをどどんと落して参りますと、十億くらいの差になるのではないかと、かように考えております。それから地方団体の中で、個々に見ますと、単価の非常に高い県と低い県がございまして、まじめな県を中心にして考えてみますと、大体四十億で本年度やれるのではないかと私ども考へておる次第であります。

○平林剛君 地方交付税の趣旨から見まして、今回政府が組みましたものの大体五十六億、百億程度のものをだんだんにこういふふうにしほつて来たということになりますと、それでなかつても窮屈な地方財政に対してこれだけでは十分ではないというふうに思ふのであります。それについて大蔵省としての見解をお聞かせ願ひたいと思ふのであります。それからもう一つは、今回の交付税の対象が主として警察費の不足を補填するということのみに重点が置かれておるのでありますが、先ほど私の質問にお答えになつた通り、他の部面においても相当政府の政策として補わねばならぬような点があるように思ふのであります。こういう点についてどういふ御配慮をなさるか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 赤字の原因につきましてはいろいろあるものであります。大きく分けまして、過去の赤字につきましては、来年は、再建整備促進法を国会に提出いたしましたして過去の赤字を消す方法を講ずると同時に、将来の赤字を出さないところの方法をいろいろ政府に対して我々として要求しておるわけでありまして、それが認められれば、将来の赤字も私は出ないやないかと、それが保障されない限りは、やはり赤字が出る、こういうふうには、大体考へておる次第であります。警察費の問題につきましても、よく、百億不足しておるのに四十億では足りないやないかと、こういう議論をしておられるのでありますが、百億のやつを百億全部埋めまして、却つてこれは不公平なことになるのであります。財政を余り考へないで出して参りますところ、単価を非常に高くして参りますところ、にたぐさん交付税が参りました、そうしてまじめなところに行かない、こういうことになつて参りました、却つて不公平になる。従つて、その差額のどの辺に線を引くか。その場合に、現在の国の警察庁の単価もございまして、過去の自治警の時代の単価、それを比較いたしましたして、あるべきところの単価を出して行くという考え方に立つて参りますので、自然に額が下つて参ります。そういうところで将来の平年度の警察費というものを査定し、それを基礎として地方予算を組んで行くというのが、私は当然の地方財政の方向ではないかと、かように考へておるのであります。差額があるから直ぐ赤字になる、こういう結論を出すのは私はおかしいやないかと。それは出してもいいのであります。各府県へ出してもよろしいが、その場合には他の事業を縮小してそちらに持つて行く、全体の財政の中でやり繰りする

という考へ方に立たなければならぬというふうにも私ども考へておる次第であります。

○平林剛君 今回の四十億円の補正をする内容については、大体酒税と、法人税と、所得税のことでありまして、このうちで例へば酒税につきましては、これは決算が終りまして三十一一年になりますれば或る程度地方団体に配付されるというふうな仕組みになつていられるように私は聞いたのであります。若しそうなりますと、何かこれは先食いをしてしまつていられるというだけの措置としか解釈できないのであります。政府の考へ方をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今の御質問は、法人税の増収に對しましてこれを財源にして交付税率を乗じたのではないかと。決算的に当然もらえるものを先に食うことになるのじやないかと。御趣旨だと拝聴いたしたのであります。交付税が府県に創設されましたいきさつを少し申上げて御了解を得たいと思ふのであります。御承知のように地方財政平衡交付金制度がシャウブ勅告以来実施されて来たのであります。この制度にはいろいろの弊害がございまして、そこで昨年内閣に地方制度調査会、これは国会の先生方も多数御参画になつたのであります。朝野の権威が参集されました。長い時日を費して御答申になりました。その中の一つが交付税制度でございまして、そこで二十九年度から所得税、法人税、酒税の一定割合を交付税として法律で定めまして、これを交付するということに相成つたのであ

ります。これによりまして、将来、地方は国税の大宗であります三つの税の一定割合を保障されたのであります。から、従来の財政平衡交付金時代のよりな、いわば政治的にきまつて、はうな不安な要素がなくなりまして、はつきりと法律によりまして保証された財源を以て自主的に財政計画を立てられるという建前に切替つたのであります。併しながら二十九年度はいわば切替えの過渡的な年度でございまして、二十九年度の率も、従いまして、平年度は所得税、法人税、酒税の二二%と法律にはつきりなつておるのであります。二十九年度に關する限りは、酒税は二〇%、所得税と法人税は一九・六六%というふうな極めて端数のある変な率になつておるのであります。これはどうしてそんなことになつたのかと申しますと、二十九年度には、只今の警察費等もその一つでございまして、一応従来の平衡交付金制度の下におけると同じように地方の財政計画というものを作りまして、そのうち国から財源措置を必要とするものがどれだけであるのかというところを見比べまして、一方、酒税、所得税、法人税の税収入とこの所要額との間に只今のような率を求めたのであります。先ず酒税の二〇%というものをきめて、残り不足額を、法人税、所得税の何割になるかというふうな逆算をして算出したのであります。そこで、いわばその率を出しますときに、警察費のほうにも過小見積りがある、法人税のほうにも過小見積りがあつたのであります。若しこの過小見積りがなかつたならば、初めから一九・六六%という率で当然事は済んでおつた。併し人

りまして、これによりまして、将来、地方は国税の大宗であります三つの税の一定割合を保障されたのであります。から、従来の財政平衡交付金時代のよりな、いわば政治的にきまつて、はうな不安な要素がなくなりまして、はつきりと法律によりまして保証された財源を以て自主的に財政計画を立てられるという建前に切替つたのであります。併しながら二十九年度はいわば切替えの過渡的な年度でございまして、二十九年度の率も、従いまして、平年度は所得税、法人税、酒税の二二%と法律にはつきりなつておるのであります。二十九年度に關する限りは、酒税は二〇%、所得税と法人税は一九・六六%というふうな極めて端数のある変な率になつておるのであります。これはどうしてそんなことになつたのかと申しますと、二十九年度には、只今の警察費等もその一つでございまして、一応従来の平衡交付金制度の下におけると同じように地方の財政計画というものを作りまして、そのうち国から財源措置を必要とするものがどれだけであるのかというところを見比べまして、一方、酒税、所得税、法人税の税収入とこの所要額との間に只今のような率を求めたのであります。先ず酒税の二〇%というものをきめて、残り不足額を、法人税、所得税の何割になるかというふうな逆算をして算出したのであります。そこで、いわばその率を出しますときに、警察費のほうにも過小見積りがある、法人税のほうにも過小見積りがあつたのであります。若しこの過小見積りがなかつたならば、初めから一九・六六%という率で当然事は済んでおつた。併し人

りまして、これによりまして、将来、地方は国税の大宗であります三つの税の一定割合を保障されたのであります。から、従来の財政平衡交付金時代のよりな、いわば政治的にきまつて、はうな不安な要素がなくなりまして、はつきりと法律によりまして保証された財源を以て自主的に財政計画を立てられるという建前に切替つたのであります。併しながら二十九年度はいわば切替えの過渡的な年度でございまして、二十九年度の率も、従いまして、平年度は所得税、法人税、酒税の二二%と法律にはつきりなつておるのであります。二十九年度に關する限りは、酒税は二〇%、所得税と法人税は一九・六六%というふうな極めて端数のある変な率になつておるのであります。これはどうしてそんなことになつたのかと申しますと、二十九年度には、只今の警察費等もその一つでございまして、一応従来の平衡交付金制度の下におけると同じように地方の財政計画というものを作りまして、そのうち国から財源措置を必要とするものがどれだけであるのかというところを見比べまして、一方、酒税、所得税、法人税の税収入とこの所要額との間に只今のような率を求めたのであります。先ず酒税の二〇%というものをきめて、残り不足額を、法人税、所得税の何割になるかというふうな逆算をして算出したのであります。そこで、いわばその率を出しますときに、警察費のほうにも過小見積りがある、法人税のほうにも過小見積りがあつたのであります。若しこの過小見積りがなかつたならば、初めから一九・六六%という率で当然事は済んでおつた。併し人

間は過ちを犯すのでありまして、止むを得ず、過小見積りがございましたから、過ちは直ちに直すに如くはない、速かに訂正いたしましてよろうということで、今回両方の見積りを訂正いたしましたのであります。従いまして平年度におきまして二・二％という問題がございます、これは法律の中にも、軽々にこれを変えてはいけなく、引続きまして財政計画に對しまして交付税額が不足するとか、或いは超過するというふうな事態が引続いて起つた場合に初めて率を改訂するのであるということ、国会がはつきりとおきめになつておるのであります。併し本年度はいわば過渡的な年でございまして、二つの要素の間にはつきりした過ちがございましたので、これを変えました。本年度限り、本来ならば一九・六六％でも済んだのではないかと御議論もあるものであります。一九・八七四というふうには改訂をいたしましたのであります。これは従いまして私どもは、現在先行きそういうふうな御議論によつて左右されるものではないと、かように考えております。

○平林剛君 私の問題はこれで終了しますが、地方財政の赤字の原因につきましては、私どもの判断では、やはり政府の財政政策の不手際によるようなものが多いように思ひます。地方からもういろいろ希望が非常に上つて来ているのであります。ところが今回の政府のこの法律案を見ますと、何となくそれらのことにつきましては輕視をしておられて、いろいろ政府の政策もありましたし、それらを全く放置をしておられるように見受けられます。それだけなら別であります、今回の

この法律案の措置は、主として警察制度改正後の補正に向けられておりまして、印象的には警察の制度をしつかりさせるというところにのみ重点が置かれておられるような印象を受けるわけでありました。私どもといたしましては、先ほど申し上げた四十億が足りないのじやないかというの、つまりそれらのほうに金を廻すというのではなくて、むしろ地方の財政の中で、特に一般財政の赤字が即労働者諸君の首切りに繋がつておつたり、或いは昇給制度が停止をせられておるという窮屈な中で生きておることに鑑みまして、できればそういうことについての特別措置を政府においても急いで立てるべきではないか、こういうことを申し上げたいのであります。これを以て質問を打ち切ります。

○小酒井義男君 只今の平林委員の質問に關連をして、自治庁へお尋ねをしたいと思ひますが、答弁を聞いておりますと、警察費の不足は四十億で、足りないというところは事実のようです、そうですか。

○政府委員(後藤博君) 各府県の希望の額は先ほど申しましたような額でありまして、四十億では十分であるとは私どもは言えないかも知れませんが、併し現在の警察活動をやつて行きますのに、この額があれば私どもはやつて行けるのじやないか。警察庁のほうもさうおっしゃいますので、大体これで満足すべきものではないかというふうにお考へている次第であります。

○小酒井義男君 そうしますと、この警察費の足りない分は若干既定の事業

をこれを幾分繰延べるとか、いろいろなことによつて赤字としないで処理して行くべきものと考えられるというふうな先ほど答弁があつたのですが、若干そういう面が出て来るということは自治庁でもお認めになつておるのかどうか。

○政府委員(後藤博君) 私が先ほど申し上げましたのは、警察費を四十億出しで参りました場合に、それで警察費で赤字が出るということを言うのは少し飛躍した議論ではないか。警察費を県によつては我々が考へておりますより以上に用したいという県があれば財源の振替をして出したらよろしい。これでは併し財源の振替をして出すのでありますから赤字にならぬのであります。が、財源振替えができるか、きんかという問題になつて来るのであります。すぐ赤字がそこから出るというふうには考へておりません。純粋な単独事業もございまして、経費の節約をする面もありまして、これは県によりましていろいろありまして、先ほどもちよつと申上げましたように、足りないとする額が府県によつてまちまちでございまして、その内容の単価もまちまちでございまして、従つてまあ大まかに申し上げますと、富裕の県と言いますか、少し財源の豊富な県においては多少財政需要額を高く見ております。それから貧乏な県はきちちに見ております。大体貧乏な県に参りますと、このくらいでやつて行けば大体まあ警察の要求も足りまして、我々のほうから見まして赤字もそう出ないんじやないか、そういうふうにお考へておるのであります。

○小酒井義男君 問答をするようです

が、赤字もそう出ないんじやないかと思つておると言われますが、これだけあれば全然地方財政にしが寄つて行くというふうなことは他の面にはないという確信を持つておられるのかどうか。

○政府委員(後藤博君) 四十億あれば警察費から赤字が生ずるということは言えないんじやないかというふうには私も考へております。

○小酒井義男君 それは自治庁として、地方財政の警察費の赤字は出ない、こういうふうにおつしやつておりますが、これだけで、實際将来、今後です、地方にいろいろな問題ができて来るようなことはいと責任を持つて、自治庁としては、この四十億で地方財政を賄つて行けるという保証がございまして。

○政府委員(後藤博君) 四十億の措置は本年の特例の措置でありまして、これを平年度にどういうふうな、現在の二・二％という率を、どういうふうな直して行くかという問題が出て参ります。これは三十年度の予算のときに平年度化したしますので、その場合に私どもは大蔵省に要求いたしたいと考へております。一応差当つての二十九年の措置としては、四十億の交付税で大体赤字が出ない、こういうふうにお考へておる次第であります。

○小酒井義男君 それではこの根本的な問題として、平年度における現在きめられておる率というもので、将来もこの率を変更することなしに地方におけるところの財政が維持でき得るといふふうにお考へになつておるか。やはりこの交付の率を根本的に変える必要があるんじやないかということをお考

えになつておらないかどうか。この点はどうですか。

○政府委員(後藤博君) 交付税の警察費の問題と全体の問題と二つお話にあると思ひますが、警察費の問題につきましては、この四十億のうち平年度に持つて行くべき額がどの程度であるかという点についてまだ議論がございまして、従つて平年度に移す場合に、どれだけ平年度の率の上に加えて行くかという議論を三十年度の予算のときにやるわけでありまして、それによつて警察費について財源措置をしたい、こういうことが言えるかと思ひのであります。が、それがきまつておりませんので、一応仮定の議論になりますが、私ども三十年度の交付税につきましては本年度の四十億を基礎にいたしましたもので交付税の率の増額をお願いいたしておるのであります。

それから全体の問題といたしまして赤字の解消の方法というのには勿論ございまして、それは現在の交付税の建前からいたしまして、交付税にすぐ持つて行つて従来の赤字の穴を埋めてくれというの、交付税制度の建前からいたしまして、これはちよつと飛躍した議論になりますので、一応地方団体自体としては、来年の財政規模はこういうふうになつて、財源的にはこういうふうになる。従つてその場合には国の補助関係の予算を落して行くか、それから地方税で増税をするか、節約をするか、この三者しか方法はない。それが不可能であればその場合には交付税の増率も考へられる、こういう考へ方で以て三十年度のときも財政計画を立てて大蔵省に出しておるわけでございます。

○政府委員(正示啓次郎君) 只今の小酒井先生の御質問に對しまして、ちよつと大蔵省の考えを申し上げます。自治庁の立場から後藤部長の御発言は或る程度やむを得ないと思ふのでありますが、実は先ほど平林先生にお答えを申上げた通りに、今年のこの税の見積り、警察費の見積りというものは二つとも誤りでありましたが、これを直したのであります。この誤りを直しまして、あとは正しく行くわけでありまして、来年度からは正しい見積りをいたすことに相成るのであります。そこで見積りを直しましたあと、どういふことかと申しますと本年四十億の不足のうち三十億は経常的な不足でございまして、そこで百五十億に對しまして三十億でございまして、まあ二十九億幾らになりまして、これは率を変えなくともよかつた、一九・六六%で大体間に合つたわけでございます。ところがさつき平林先生に申し上げましたように、今年はまだ暫定的な率であるといふことが一つ。もう一つは三十億弱のほかに十億ぐらいの臨時的な不足があつたわけでございます。これは主に国警から自治警に移りまして退職する方々の退職金その他臨時的な経費の不足が十億ございまして、それを合算すると四十億でございます。そこで四十億といふことになりましたと、一九・六六といふ従来の率では、はみ出るものがございまして、十億を加えました四十億に對しまして、自然増収を見込んだあとの法人税、それに更に所得税を加へまして算定した率が一九・八七四、こゝういふ率になつたわけでございます。従ひまして私としては、経常的な経費の不足に關する限り、即ち平年

度の問題でございますが、一応正しい見積りをいたしますれば率を変える必要はない。かように現在の段階では考へております。

それからもう一つ、先ほど平林先生に申上げたように、地方交付税法第六條の三の二項でございまして、毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十條第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項に定める率の変更を行うものとする、こゝういふことに、はつきり書いてあります。これは、大体まだおきめになつたはややでございます。これはやはり平衡交付金の制度ではなく交付税の制度といふものは、自主的にその財源を保障するといふ制度から申しまして当然のことかと思われませんが、その規定から申しまして、引続き事態が繰返し起りますといふような場合に初めて改訂の問題が起つて来るのではないかと。先ほど申し上げましたように、見積りに誤りがあつて、これを直して経常的な経費は賄えるといふ今日の事態でございますので、これを従らに率の変更を直ちにやるといふ考え方は、折角この交付税制度をお作り頂きました趣旨からいいますと如何でございますやうか、こゝういふやうにむしろ考へております。それで、先ほど御質問のような赤字対策は、財政再建整備その他の適切な措置を考究すべきではないかと。これが私どもの考え方でございますので、一応御了解を得たいと思ひます。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 御異議ないと思ひます。それでは討論に入ります。

○平林剛君 私どももいたしましては、この政府の法律案に對しましては、賛意を表しますが、ただ私どもとしての希望があるわけです。先ほど指摘しましたように、地方の財政は四百数十億圓といふやうな赤字になつてい

○政府委員(正示啓次郎君) 人件費、それから物件費でございますので、経常的なものは三十億でございます。それから退職金、派遣旅費とか臨時的なものも十億、それらを合せて四十億、こゝういふことになつております。

○委員(西郷吉之助君) 御異議ないと思ひます。それでは討論に入ります。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(正示啓次郎君) さようでございます。

○委員(西郷吉之助君) 御異議ないと思ひます。それでは討論に入ります。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○安井謙君 そうすると、実は地方のは財政一般の赤字を補填すべきものとみる性質のものである。警察費の額というやつは、これは特別の制度改正により生じた特殊のものであつて、これはこれとして一本の項目ではつきり見るべきではないかという議論を立てておるのですが、同時に他の赤字も相対するのだから、こゝういふ要求になるのだと思ふのですが、こゝういふ一般の交付税なり譲与税といふものは含めて行かんでも、全体の赤字に融通ができるやうな形でこの予算の補正がなされておるといふことは、これは少し法律上の理窟に合はぬといふやうな行き方をしているやうに思ふのですが、その点は自治庁はどういふやうにお考へでしようか。

○政府委員(後藤博君) 交付税でございますので、勿論一般財源であります。併し普通交付税の中に入れますと、もう一度計算のし直しをしなればなりません。従つて計算のし直しをして、現在交付税の行つてゐる市町村

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○安井謙君 少し扱い方として割り切れないものがあるやうに思ふのですが、差支えありませんかね。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○政府委員(後藤博君) 本来ならば、交付税全体に千二百十六億に四十億足しまして、千二百五十六億、その普通交付税に當るのところが九二%といふものを配付するのが筋であります。そういたしますと交付税の全体が府県市町村に兩方に行くことになりま

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

○委員(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それでは御質疑は終了したものと認めてまして御異議ございませんか。

「ごさいませんか。御発言がなければ討論は終局したものと認めまして御異議ございせんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(西郷吉之助君) それでは御異議ないとお認めます。これより採決に入ります。交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。よつて本法案は可決すべきものと決定いたしました。なお諸般の手續は前例によりまして、委員長に御一任願います。なお多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

藤野 繁雄 土田国太郎
小西井義男 東 隆
青柳 秀夫 安井 謙
杉山 昌作 豊田 雅孝
前田 久吉 平林 剛
森下 政一 石坂 豊一

○委員長(西郷吉之助君) 以上を以て政府提案の諸法案は終了しました。

○委員長(西郷吉之助君) 次に衆議院議員提案の三法案について順次提案理由を伺つて参りたいと思ひますが、第一に国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案につきまして御説明を伺います前に、この法案の印刷に誤りがございますので、先ずその印刷の誤りの点につきまして木村専門員より説明いたさせます。

○専門員(木村常次郎君) この法案の第一ページの終りから三行目でございます

ます。「減額した対価で譲渡し、又は貸し付けるものとする。」と「ものとする。」となつておるのは、「こと」ができる。」という誤りでございします。「貸し付けることができる。」それだけであります。

○委員長(西郷吉之助君) それではこの法案につきまして提案者の伊藤卯四郎衆議院議員より御説明を伺いたいと思ひますが、この際申し上げますが、最初御提案の内容が多少今回變つたように思ひますので、そういう点につきまして説明の際に言及して頂きます。伊藤卯四郎君。

○衆議院議員(伊藤卯四郎君) すでに御存じを頂いておりますように、この法律案は先の第十九国会の会期末頃提案をいたしましたために、衆参両大蔵委員会等で十分の御審議を頂くことができないまま継続審議ということになつていたのでございします。その際、法律案の趣旨等を含めまして、経過の大略については御説明を申し上げておいたのをごさいますから、それらの点に対する重複を避けまして、要點のみを申し上げます。御説明を補足し、なお又御疑問の点につきましては、質疑等もあろうかと存じますので、その際御説明申し上げたいと存じておるのであります。

大体現在この種の病院、診療所等が、北海道から天草に至ります各関連地区に三十五カ所設置されておるわけでございます。この目的は説明のときにも申し上げたのでございします。中小炭鉱はみずから病院、診療所等の施設を持つておりませんために、そこに働いております炭鉱労働者約二十万近くが完全な医療、衛生、そういうものの

恩恵を受けることだできない。而も危険作業にさらされたまま、非常な不安の状態であるというよりな見地から、何とかこれらの人々に医療衛生等の施設を与えなければならぬというところから、そういう目的で作られたのでございします。なおその附近に住みますところの人々は、いづれも炭鉱地区でございしますから、衛生的にも又地理的にも恵まれていない。そういう人々にも恩恵を与えようという意味で大体約百万近くの人々を対象として現にその診療をやつておるのでございします。この建物を作りつたありますときに、この機関の引受け団体でございます炭鉱労働者のための福利協会というものがございします。ところが当時占領軍司令部が何を誤つたか存じませんが、この労働者の福利施設の機関に解散を命じてしまつたのでございします。そこで当時司令部にも抗議を申込んだのでございしますが、これは全くの誤りであつたといふことを申し上げておりましたけれども、解散をいたしてしまつたものですから、何ともできなくなりました。

そこでこの建物を作つておりました炭業復興公団は、建物ができたが、これを受取つてくれる機関がないというところになりまして、そこで産業復興公団では炭鉱地区の県知事に向いて、当時関係四局長の名を以て何とかこれを引受けつてくれという依頼をしたのでございします。それで知事側としましては誠にいい機関でございしますから、これを引受けたいのでございしますけれども、県みずから経営することはできませんので、例えばその施設のある市町村に、これを引受けつて病院なり、診療所を開設してくれという依頼をした

わけでございます。そこで引受けました全国関係の市町村若しくは社会保険若しくは健康保険の組合等は、当時あつた資材の少い頃、バラック式に建てられた建物でございしますから全く粗末でございまして、建ち腐れにならんとするようものでありまして、折角のそういう社会医療施設の機関でございしますからこれを引受け、まあ非常な腐蝕、修理というか、そういうものを加へまして、一応まあ何とか恰好のつくりものにして、医療その他の内部設備をすることになつたわけでありました。当時知事側としては、市町村に、そういう機関に引受けさせますときに、いづれこれはこういふ機関であるから無償で下下られるだろうというふうな意見等もありまして、市町村や社会保険機関ではまあ困らたもらさるものなら、市町村村費、或いは補助などをして完全なものにしようといふことのでやつたのでありますけれども、ところがさういふ後いよいよよ契約をするといふことになりました。ところが、大蔵省の所管になりましたために、大蔵省と引受け市町村並びに社会保険、健康保険組合などが契約をしなかりなるといふことになりました。そこで大蔵省は所管の規定に基づいて契約をするといふことになりました。それで産業復興公団で当時この建物の評価を、たしか三億何千万円になつたかと思ひますが、そういう価格で引受けました、契約をされたわけでございますが、ところが大蔵省側でもこれは高過ぎるということがあつたので、例へば市町村や県ではみずからそういうものを十分査定する機関等も持つてお

りますので、査定いたしてみましてところが、大体当時の原価と称するものは、今日においてはその三分の一ぐらゐな価格であらうといふことを建築関係などでもその計算を出しておるようでございます。けれども一応大蔵省は産業復興公団からそういう形で引受けましたものですから、そういう価格で契約をされておるわけでございます。そこでまあ非常に高い使用料を払わなきゃならん、或いは補修は自分でやらなきゃならん、火災保険は自分で掛けないやならんといふことになつておりますので、いよいよ以てとにかく大蔵省に對する契約の保険料、使用料なり、或いは買取りの年賦償還なりがございといふような窮状に陥つてしまつておるわけでございます。

それで御参考までに申し上げます、大体この診療する保険患者の現状を見ますと、健康保険の患者が四四%、国民健康保険のものが一%、労働災害のものが一%、生活保護法によるものが三%、自費を以て来るものは僅かに四%という状態でございします。全く社会保障による医療奉仕の事業と申すべき性質のものであることは申し上げるまでもないことと存じます。この種のものは御存じのように当然国として厚生省の所管として固有のものとしてそれぞれの機関には無償でこれを与えて医療奉仕事業をやらしていただくでございます。ところがたまたまこれが大蔵省所管になつておりますために、以上申し上げたような負担をしなればならぬといふ非常に矛盾に陥つておるわけでございます。これを産業復興公団が建物を造りましたときに、大蔵省が引き受けるのではなく厚生省が

引き受けまして、そうして厚生省と大蔵省との間に話し合いがつけられてありますならば、これは当然厚生省の所管として無償で使用さす、一般国立病院と同等の形でこの医療社会奉仕といふか、そういう形でやるべき性質のものでありますけれども、たまたま大蔵省所管になつておるために、そういうことになつておるといふ点から、関係市町村健康保険或いは社会保険等などが、これに堪えられなくなりまして、何とか使用料を安くしてもらいたい。本来ならば無償で下げを願うところであるが、併し一概にそういう我儘も言えないからというので、現在のこの評価についても先ほど申し上げましたように非常に高い評価になつておる。これを政令の定めるところによつて時価評価にし、そうして六割引きにしてもいい、こういうことで法律案として盛つておるわけでございます。勿論六割と申しますのは医療法人、若しくは地方自治体等が手続をいたしますれば、その価格の五割引きに法律の定めるところによつてなるわけでございます。併し五割引きは引いてももらえけれども、なお六割引きにしてもいい、それから社会保険、健康保険などはその医療法人の性格を持たない、恩恵を受け得ないものもあるから、やはりこれも同じ六割引きにして、そうして一つ使用料なり買取りの年賦償還という形で買取りしてもらいたい。こういう形で法案を作りまして御審議を願つておるわけでございます。

も御審議を頂きまして、契約当時に遡及して六割引きにしてもいい。この点につきましては、遡及ということはどうも如何かという点から、遡及の点は削除をいたしまして、この法律が今御審議を願いますような支払の期日の到来する二十九年度からということになります。この法律の施行される日以後の支払の期日の到来するものについて六割引きをするというような形で満場一致で御決定を願つたわけでございます。そうして衆議院で議決をして頂きまして、参議院のほうで御審議を願うということになつておるわけでございます。なお、そのいきさつ等につきましては、衆議院の大蔵委員会等の関係の委員のかたから経緯を御説明頂けましたものと存じますので、私は大体以上の点を前回の説明に補足する意味で御説明申し上げまして、御審議をお願い申し上げたいと思つてございませう。

は大変会期の短い、而も切迫をいたしてしまつておりますこの際、御審議を願うことを甚だ御迷惑と存するのでございませうが、何とぞ以上のような社会保険の医療奉仕の事業等に関係するところでございませうので、よろしく一つ御審議を頂きますよう切にこの機会にお願ひ申上げておきます。

○委員長(西郷吉之助君) 大平さんから御説明はありませうか。

○衆議院議員(大平正芳君) 只今議題になつております法案のうち、衆議院の修正部分につきましては、大体伊藤議員から御説明がございまして、ところで尽きておりますが、ただ一点、もう一つの修正点は、普通国有財産の地方団体に對する払下げにつきましては、通例五割引ということになつておりますが、本法律案はその特例法案でございまして、六割になつております。従つて非常な特許を与えることになるわけでございませうので、その炭鉱医療施設を譲り受けたあとで、それが他に転売されたり転用されたりすることがないような保障をしようというわけで、主として炭鉱医療用に使うという用途指定をいたした点と、先ほど伊藤議員から説明がございました、今までために納めて来ておつたものと、今まで納めていないものとの不均衡を是正して行くのだ、交付後において支払い期日が到来するものから六割引いた恩恵を与えるということにいたしました。この第二点が修正の趣旨でございませう。全会一致でございませうので御審議の上御賛成をお願いいたしたいと思つています。

○委員長(西郷吉之助君) それではこの法案の審議に入ります前に、他の二法案の説明だけを聴取いたすことにいたします。

次に衆議院議員内藤友明君外二十二名提案にかかります昭和二十九年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の特例に關する法律案につきまして、内藤君より提案の理由等を御説明願ひます。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今議題になりました、今年度の米の超過供出並びに早期供出奨励金の所得税に關する法律案であります。これは昭和二十六年からこのことをやつておりましたので、端境期における食いつなぎの円滑を図るために、又割当られませんでした後において少しでも余計に供出させようという配慮から、超過供出奨励金が出

ておるのであります。こういうことに關して免税の措置をとりまして十分に供出せしめたいということから、この法律が前年来、毎年出されたのであります。どうぞよろしく御審議をお願いしたいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) それでは次に同じく衆議院議員内藤友明君外二十四名提案にかかります租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、内藤議員より御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今議題になりました租税特別措置法の一部を改正する法律案でございますが、これは医師及び歯科医師の社会診療報酬よりなる所得に對する所得税につきまして、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、一定率即ち百分の七十二を以て必要経費とすることができるといふことのであります。そうしてこれを昭和二十九年分所得から適用しようといふのであります。又法人税につきましても同様の措置を講じようといふのであります。この必要経費を法定しようといふ特段の措置は、昭和二十六、二十七年分所得について政府が閣議で定められました行政措置で実行せられましたことと同じことなのであります。ただ従来のごとく行政措置で実行しますことは法律上いろいろ問題がありまして、又こういう問題をひきおこす根柢には医療報酬の決定が必ずしも適正を得ていないといふことがありまして、数年来いざこざが絶えなかつたのであります。こういう事情の下におきましては差当り経費率を法定することがいざこざをなくするための最適切切つやむを得ない措置だと存じまして、この法律を作り出したのであります。

併しながら、この特段の措置は所得税などの体系から見ても好ましくないものであります。従ひまして、社会保険診療報酬の適正化が行われれば、ならば、こういう特別措置は必ずしも必要としないのであります。従つて社会保険診療報酬が速やかに適正化されることを望まれるので、それまでの過渡的暫定措置として実行しようといふのであります。こういう考え方からいたしまして、衆議院の大蔵委員会におきましてはこういう附帯決議を行ひました。全文を讀み上げます。

本法律案は、社会診療報酬の適正化の実現までの暫定措置であるから、政府は速に之が實現をはかるよう善処せられたい。

というのであります。

何とぞ御審議の上速やかに御賛成をお願いいたします。

なお、この法律の中に二八%が課税対象になつてゐるのであります。この根柢について一言申添えておきたいと思つてあります。

これは先に自由党の総務会におきましておきめになつたのであります。それはこの課税対象は二四%乃至二八%程度の範囲内で定めるといふことを自由党の総務会でこの春きめられまして、閣議でこれを決定せられたいさつがございましたので、その最高の二八%を今回取上げまして、この法律の中へ入れたのであります。さういふお含みおき頂きたいと思つてあります。

○委員長(西郷吉之助君) 以上を以ちまして衆議院提案の三案の説明を受けましたので、最初の国有の炭鉱医療施設

設の譲渡及び貸付に関する特例法案につきましても質疑を願ひいたします。
○森下政一君 内務さん、ちよつとお尋ねします。

最初に、炭鉱労働者の医療施設の用に供するために産業復興公団が建設した、そういう施設を地方公共団体或いは健康保険組合等に貸付をするという、そこでなんとかこれを運営してもらおうということになったときに、ゆくゆくは、この性質上無償で譲渡されることになるだろう、こういうふうな話があった。恐らくまあ常識的にそういうことが考えられる。そうだったと私は思うのですが、ところがたまたま大蔵省の所管になつて国有財産ということになったために、そう簡単にいかなくなつたというお話があつたが、大蔵省とは何か折衝した事実があるのですか、無償でこれを一つ渡してくれたらどうかというふうな話について、それは御存じないですか。

○衆議院議員(内藤友明君) 当時、先ほど説明を申しましたように、引受けさせられるときは、知事のほうからいづれ無償になるであろうからというふうなことを、正式な文書ではありませんが、引受けるときに各関係市町村なり社会保健機関などにそういうことがよく言われておるのであります、そこでまあこれを無償でもらえるものなら市町村費、そういうものを注ぎ込んで完全なものにしてやつてもいいじゃないかというところから引受けてやつたことは事実でございます。例へばこれは福岡県の一例になります、福岡県でもそれを修理するために五百五十万円の県費を出し、市町村もそれにやが該当するくらいの額を

いろいろな形で密附をしまして、そしてこの経営をしておるのであります、これが大蔵省の所管として所定の使用料をとられるものとするなら、その当時からこれを引受けるが、補修はこれくらいかかるが、これをどうしてやるか、或いはこれを経営するためにいろいろこういう補修費なり、そういう赤字が出て来るが、こういうものについてどうしてやるかというふうな交渉も多分持たれたであらうと思つてありますけれども、まあ建物を無償で下げられるものであるなら、やつぱり自分らのほうでも或る程度そういう市町村費、そういうものを投じてやはりすべきであるということが常識的に自然に行われたのじゃないかと、こう思つておるのであります、ところが産業復興公団から大蔵省に引継がれて、これで契約をしなければならぬといふときには、もうそれ終了してしまつて、それぞれの病院診療所が経営をされていたのでございまして、今更だ大蔵省で契約をしつて言われて、そんならやめましてといふわけにもいかんし、それからいつて高い使用料であるから払わないといふわけにもいかんかといふことをやつたり、いろいろの我が儘を言うことになりました、市町村自治体やそういうところは、大蔵省がかなりこわいのでありますから、起債とかそういう場合にどうも睨まれたら又困るといふような弱味もありまして、やはり大蔵省の言うことにはまあ仕方がない、あとで又何とかしてもらへるだろう、又あとで何とか交渉しよう、こういうことで少し無理な契約がなされておる。併し時日がたちまして、今申上げ

ましたように、もう辛抱ができないといふところから、今のような請願書もずつと出し、陳情も随分しておるのでございます。けれどもなかなか大蔵省も又一遍自分のものとすれば、他との関係もありまして、やはり大蔵省だけでは如何とすることができないのでございます。よく地方管財局では自分らも経営管理を監査して、実際これは無理だから本省と話し合つて、或いは本省とも無理であるから法律でも作つてもらつて何とかしてやらなければならぬから、そういうふうな意味にやられたらどうかというふうな意味の同情ある指示を受けつたこと、これが今日の法案となつて来ておるというふうな経過でございます。

○森下政一君 丁度大蔵省管財局長が見えておりますので、管財局としてはどうなんですか、今伊藤さんの話を、先刻の説明によつて了解しますと、この施設を利用しておる人の、つまり患者といふんです、の状態を見ても、相当困窮しておる人ばかりだといふことが考えられるが、こういう施設を地方公共団体等に無償で譲渡する、そういう経営するといふふうなことに何か大蔵省としては強いオブジェクションを持つておるわけではございませんか。

○説明員(窪谷直光君) この炭鉱の医療施設につきましては、大蔵省が引継ぎましたときに、すでに公団との間に売払なり貸付なりの契約が殆んど全部できておつたのでございます。今伊藤先生から、大蔵省では引継いで新しく契約をしたようにおられるようですが、これは二十六年の三月に公団の解散を命ぜられまして、その清算事務といたしま

して、今まで未契約状態に相成つておりましたものを、早急に正式のものにしなければならぬといふことから契約をいたしたのであります。契約の日付は、それぞれ二十六年の十一月の二十日にその契約を大蔵省が引継いだといふことに相成つておりますので、その点は御了解願ひしたいと思います。それからなお、この減額の割合についてどう考えるかというお話であります、現行の国有財産の特別措置法によりまして、市町村経営の病院、それから社会福祉法人の経営の病院といふものの施設の用に供します場合には、時価から五割以内を減額した価格で売払い又貸付ができるということに相成つております。その五割以内の減額につきましては、この問題になつております分につきましては、売払いにつきましては可能なものであります。現実にこの法律案の附則にも出ておりますように、国有財産の特別措置法で、五割を減額いたしまして処分をいたしたものが四カ所ばかりでございます。ただこの現行の特別措置法にも乗せ得ないといふのが若干ございまして、それはこの特別措置法によりまして、先ほど申上げましたように、公共団体の直営であるのが一つ、それから社会福祉法人の経営であるのが一つ、まあどちらかといふことに相成りますが、問題になつておられます炭鉱の医療施設の中には、その両者のいずれでもない経営のものがあるのでもございます。一つは健康保険組合でございます。それから一つは財団法人でありますけれども、社会福祉法人の認可を経ていないといふものがございまして、この二つの団体につきましては、従来大蔵省の態度

といたしましては、町村乃至市町村の直営に切替えて頂くか、或いは社会福祉法人の認可をして頂ければ、特別措置法によつて五割以内の減額譲渡ができるというお話を申上げておつたのであります、なかなか組織替といふことは簡単には言ひにくい行われたいという面もございまして、従ひましてこの面団体につきましては、何とか特別措置法の線まで持つて行かなければならぬまいと、これはもう無理からぬことだろうといふことは従来共に考えておつたのであります。それ以上に今度の法案のように、一割更に減額の歩合を上げるかどうかという問題につきましては、実は衆議院の大蔵委員会でも政府の見解はどうかというお尋ねがございました、そのときの御回答をいたしましては、この第一案をいたしましては、何と申しますか、両団体の分だけを五割の減額まで持つて行ける途を開いて頂くといふのが第一の考え方でございます。併しながらそれではどうも実情にそぐわないといふことであります、ならば、第二案としてはどういふことが考えられましょう。いづれ大蔵省としてはその程度のことには止むを得ないといふように考えております。それは又伊藤先生からお話しになりましたように、初めに無償で何といひますか、譲渡してもらへるのだというお話があつたといふことでございまして、これは私は引継いでいる書類の中から、どうもそういうお話があつたのかどうか、非常に明確でございませぬ。それで一般の場合におきましては五割までの減額はできる、併しながらこの場合におきましては、そういう過去の経緯もあ

つたということも、これはやはり考慮の中に入れておかなければならぬというふうなことから、一割の減額歩合の増加ということは止むを得なかつたというふうな御意見を申し上げたのであります。衆議院の大蔵委員会では、御審議の結果、第二案のほうの実情に即して適當であらうというふうなことから、その線に沿つて御決定がされたというふうな了承してゐる次第であります。

○豊田雅孝君 先ほど産業復興公団が設備せられたというお話があつたのであります。当時産業復興公団はこれにどの程度の資金を投じたのか。それから大蔵省が引取つたのは幾らで引取つたのか。更に補修額が相当かかつたようでありましたが、それが全国でどれくらいかかつておつたのか。その点伺います。

○説明員(窪谷直光君) 産業復興公団でこれに使ひました費用は三億六千四百萬圓ということに相成つております。建設は大昭和二十三年から四年、五年にかけて行われたものであります。その使つた費用を合計いたしますと三億六千四百萬圓ということに相成ります。ところが公団の清算を命ぜられたときまでには、建設のときから若干の時間の経過がございますので、そのときに更に鑑定人を依頼いたしました。これは現状の価格で鑑定をいたしましたのであります。それによりますと二億四千四百萬圓ということに相成つております。公団の清算をいたしましたのはこの差額を特別償却をいたしましたわけでありまして、従ひまして現在各公共団体等との間の契約の基礎になつております数字は二億四千四百萬圓という数字が基礎

になつておるわけでありまして。なお、この貸付料等につきましては、これは補修費等は相手方で負担するという建前で貸付料の契約ができております。従ひまして大蔵省ではその補修費がどれくらいかかつてたかというふうなことは、一々調査はまともなものでございせんのであります。各地の財務局ではそれぞれ適宜この貸付料等の支払いについて若干期限が経過したりなんかいたしましたりすると、その実情を調べます際に補修費がどれだけかかつてたから差当り金繰りはつかないというふうなお話は伺つておると思つたのであります。が、全国的に取つておりました数字を今手許に持合せておりましたので御了承願ひたいと思つたので、ただ貸付料等は、補修費なり保険料というものは相手方のほうで持つて頂くという建前でございましておるのであります。

○豊田雅孝君 先ほど伊藤さんからの御説明にあつたのであります。三億三千万圓に評価しておるというふうなお話がありましたが、そうすると大蔵省が引取つたときには二億四千四百萬圓、これを評価して三億三千万圓というふうな考えていいのであります。うか。

○説明員(窪谷直光君) ちよつと私が申し上げました数字を逆におとりになつたようでありまして、建設費は三億六千四百萬圓でございます。公団から大蔵省に引継ぎましたときの財産価格が二億四千四百萬圓ということに相成つております。

○豊田雅孝君 先ほど伊藤さんの御説明の中には評価をしたのが三億三千万圓ばかりだと、大蔵省のほうで……、そういふふうな言われたのであります。

が、今管財局長からの説明によりますと、三億六千四百萬圓かかつてたのであります。けれども、産業復興公団から大蔵省が引継いだ際には二億四千四百萬圓になつておるというので、先ほど伊藤さんの言われた三億三千万圓と管財局長の言われた二億四千四百萬圓の相互関係はどうなつておるのか、こゝういふ質問です。

○衆議院議員(伊藤卯四郎君) 先ほど私の説明の場合に言葉が少し足らなかつたかとも存じますが、今管財局長が申されておりましたように、産業復興公団で建設費としてこれだけのものがあるといふことを示されたのが三億幾らでございまして、それではそれは高いといふところから、今管財局長が言われたような価格になつて契約になつてゐるわけでございます。

それから更に先ほど申しましたように、それを原や、市町村で評価いたして見ましたところが、それは一億幾らであるといふやうな、一億八百万圓くらいであるといふやうな、市町村の建築家などで評価を出してゐるのであります。そこで、二億幾らで契約をいたしてゐるわけでございます。それから、従つてそれに伴つてゐる使用料並びに買取料を償還しつつあるわけでございますが、先ほど管財局長の申されましたように、契約がそうなつてゐるからいたしたかたないのでございまして、使用料を払い、補修費というものが、今お尋ねになりましたように、細かくわかりませんけれども、大体において大蔵省に支払ひする使用料額金額くらいが年々の補修費にかかつてゐるといふことは大体間違ひがないやうな計算が出てゐるのでございます。で、使

用料を払い、それと同額くらいの補修費を使用人が払ふ。それで今度火災保険料を払ふと、こゝういふ形になります。然し、地元で評価する倍額以上の評価額の使用料を払つてゐるところに、辛棒がでないから安くしてもらいたいといふやうなことが今御審議を願つてゐる趣旨でございます。

それから市町村や社会保険、健康保険組合などが大蔵省から借りてゐる建物の設備だけではいよいよ以て赤字に堪えられないし、なお御承知のように非常にテーベ患者が多いわけでございますから、大蔵省から借りました建物についてはベツトは五百五十ベツトができるわけでございます。それを借入金など、いわゆる自費を以て千八百十二ベツトに増加をいたしてゐるわけでございます。なおまたこれでも経営が困難であるから、もつと自己資金——借りて補充しなければ、なかなか経営ができないのじやないかといふことになつてゐるわけでございます。中上げしましたように、三倍以上のベツト数など補充いたしましたも、なお且つ赤字経営という状態でございます。而も三十五カ所の中に土地を市町村が無償で提供したのが十三カ所ございまして、炭鉱側が無償で提供しましたのが四カ所でございます。市町村はみずから市町村費を出し、具費を出して、辛らじてこの事業をやつてゐるというのが今日の姿であります。

○豊田雅孝君 この案に対する大蔵省の結論的な御意見はどうなんですか。

○説明員(窪谷直光君) ちよつとその前に一言言わして頂きたいと思ひます。が、伊藤先生から、現在で評価しますと一億ちよつと程度の評価だといふこ

とでございますが、この評価はどういう評価か私どもは承知いたしてございせん。従ひましてそれがさういふことであるかどうかはちよつと私どもとしては何とも申上げかねるのであります。が、ただ現実に処分いたしました二、三の例について申し上げますと、北海道で大蔵省に引継ぎました財産価格は二千六百万圓のものであります。が、一千三百萬圓で売却を大蔵省に來ましてからやつております。これは特別措置法で五割減額いたしてありますので、ちよつと倍にいたしますと二千六百万圓、従つて引継いだ大体同様の価値があるという認定ができたのでござい

それから同じく北海道でございますが、これは千五百三十萬圓で引継いでゐるものであります。が、売却のときに更に再評価をいたしまして、千二百六十萬圓、約三百萬圓ばかり減額に相成つております。これはいづれも、両者ともに契約の時期は二十八年の三月でございまして、二年、一年半ばかりの開きがあるわけでありまして……。

それから更に東北地方に一カ所でございますが、これは百五十萬圓で引継ぎました財産であります。が、それを五十一萬圓で譲渡してあります。これもやはり五割減額でございますので、倍額にいたしますと、約百萬圓ということに相成ります。五十萬圓程度の減額に相成つております。従ひまして再評価を個々にやりますと、施設の状態によりまして、何とも言いかねるかと思ひますが、或いは総体的には若干下がるんではなからうかといふことは言えると思ひますが、果して一億になるかどうかという点につきましては

とでございますが、この評価はどういう評価か私どもは承知いたしてございせん。従ひましてそれがさういふことであるかどうかはちよつと私どもとしては何とも申上げかねるのであります。が、ただ現実に処分いたしました二、三の例について申し上げますと、北海道で大蔵省に引継ぎました財産価格は二千六百万圓のものであります。が、一千三百萬圓で売却を大蔵省に來ましてからやつております。これは特別措置法で五割減額いたしてありますので、ちよつと倍にいたしますと二千六百万圓、従つて引継いだ大体同様の価値があるという認定ができたのでござい

更にこの法案の執行に当りまして再評価をいたして見ないと、大蔵省としては現在の段階では何とも言えないというふうな状況でございますので、御了解を賜りたいと思ひます。

それからなお御質問のこの法案に対する意見はどうかということでございますが、先ほど申し上げましたように、案をいたしましては、兩案を衆議院の大蔵委員会に審議の御参考までに申し上げたのでありますが、第一条のほうを御採用に相成つたのであります。いろいろ考え方のあるところだと思ひます。今日の段階におきましては、大蔵省をいたしましては、この案で法律の成立いたすことは結構なことであるというふうに考えております。

○小酒井義男君 この公団から大蔵省に引継ぎを受けた時期はいつですか。

○説明員(窪谷直光君) これは二十七年の三月でございます。二十六年度末であります。

○小酒井義男君 引継ぎを受けた価額はわかつたのですが、この法律の第一条の終りにある「時価からその六割」というその「時価」という表現がしてあるのですが、時価ということになる、この価額は幾らくらいになるのですか。

○説明員(窪谷直光君) それが伊藤先生から総額では約一億くらいだろうというお話がございましたが、これは個々について評価をいたしてございまして、何ともちよつと申上げかねるのであります。二、三の例を申上げましたが、これは約一年ばかり前に処分をいたしましたものと、大蔵省に引継ぎました当時の財産価格と比較して見ますと若干減額に相成つておる。その

間の調整の問題をいたしましては、若干二十六年から物価が上つておりますが、併しながら時間の経過がございしまするので、建物の償却を見なければならぬ。それから単純な償却だけでは、戦後における急激な建物でございしますので、いたみが相当早いということも又考えられます。その辺の事情に即しまして、十分に勘案いたしませんと、どうも総額どの程度になるだろうというところを申上げかねるような状況でございます。

○小酒井義男君 それから最後に、六割減額するといふ特例ができたことによつて、他に影響を及ぼすような問題は起つて来ないですか。

○説明員(窪谷直光君) 国有施設を預つておられますものとしては、当然そのことを考えなければならぬことではございまして、私も思ひました。望み得べくんば、特別措置法の五割以内をいうことでやつて頂きたいということを考えておつたのでありますが、併しながらこの事件につきましては、併しども伊藤先生からお話がございましたように、若しその当事者間に誤解があつたのではなからうか。片方のほうでは何と申しますか、無償乃至は無償に近い価格を期待しておられたのではなからうかというふうな事情もやがて考慮しなければならぬまい。これは勿論行政措置ではできませんけれども、御立法願うということでありますれば、その辺の事情も御勘案願つて止むを得ないというふうな考えますので、そういうふうな特別の事由のないものに減額して、減額の割合を高くするといふよ

うな影響は先ず先ずないのでなからうかというふうなことから、修正の考へ方といたしまして、過去に全部遡及するということだけは一つ御容赦願ひたい、減額の五割だけは御同意申上げののもどる止むを得ないというふうな考えをいたした次第でございます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。それではこの程度で休憩いたしたいと思ひますが……速記を止めて下さい。

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始めて。それでは只今の法案につきましては大体終了いたしました。

○委員長(西郷吉之助君) 次に内藤友明君提案により昭和二十九年産米に對する臨時特例に關する法律案、内藤さんが見えておりますが、民主党の内藤さんです。それから、それで次期の政權がどこへ行くかわかりませんが、一つこの際お聞きしておきたいのです。これは三つほど統一してこの関係の法案が出てくるわけですが、私は政府が供出の割当を例年少し数字を割当てて、それより超過供出によつて数字を得ようとしておる。そこに問題があると思ひます。それで若し統制をもう少し強化して、超過供出割当をもう少し強く割当する。こういうふうなことを考えた場合には、却つて割当をしたものに對し

て免税の措置をする。こういう方法がこれが日本の食糧問題を解決する上において正しいやり方でないか、こう考へるのです。それでこのやり方は今までも政府が何とされて統制を外そう、こういうふうな考え方が中心になつておるために、今のような割当をやつておるわけですから、私は次の政權を担當されるかどうかそいつはわかりませうけれども、内藤さんにこの際これは逆ではないかと、それで却つて割当をしたものに對して免税をする、そういう措置をすべきではないかと、こう考へるのです。これは内藤さんの御意見を承つておきたい。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今東さんのお話でありましたが、それは確かに一つの見方だろつと思ひます。但し今日の供出量の決定は東さん御承知の通りでありまして、全生産量から自家保有量、それは種もみも含まれておるものであります。残りましたものを全部政府に出すという形になつております。そこで超過供出なんかの内容は、これはまあ自家食糧でありまして、これを糶穀或いはその他の馬鈴薯であるとか、甘藷であるとか、そういうもので補つてできるだけ節約して、節約したものを一つ供出しよう、そういうのが今日の超過供出だろつと思ひます。従ひまして少しさういふものに対して手厚い保護を加えてやりますれば、多勢の農家はやはりいろいろ食糧生産を、米以外の食糧生産をやつておるのでありますから、自家食糧を節約してそこへ出そう、こういうことになつて、御存じなものであります。従つてやはり超過供出に對しての奨励金の免税

ぐらゐしてやると、よく節米するのではないかと、こう思ひます。東さんの見方は一つの見方であると思ひますが、今日やはりこういうふうなことにして行けばいいのではないかと、こう考へておるのであります。

○東郷君 私はこの際におけるこのやり方はいいと思ひます。併し今までの自由党政府の下における供出制度、これはその背後に私はやはり何とかして統制を外そう、こういう問題であるとか、或いは都道府県知事その他の働き、そういう庄力、そういうようなものがあつて、そして割当が非常に政治的にゆがめられてゐる面もあつて、そういうものが却つて基本になつておる割当量に對するところの免税の措置が行われておらないから、そういう問題が大きい出て来るので、そのやり方で行けば常にその問題が解決されないのじやないかと、こういう考え方を持つので、この法案そのものについてこの機会においては私は別に問題はないですが、次の場合においては問題について如何ように考へるか、こういうことをお聞きをしておるわけです。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今の問題は、結局は基本米価が安いということから出て来ることだと思ひます。でありますから基本米価が正常な価格になりますれば、私は今の東さんの御心配はなくなるものと考へておるのであります。結局基本米価の問題だと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質問はございませんか。それでは内藤衆議院議員に對する御質疑は終了したものと認めまして次に移ります。

○委員長(西郷吉之助君) それでは租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして内閣府に對する御質問をお願ひいたします。

○森下政一君 先刻の内閣府の御説明を聞きますと、衆議院の大蔵委員会の考え方としては、本案のとき特別措置法の一部を改正するという事柄自体は税制の体系を乱すものであるから、もとより好ましくないという事を承知しておるようである、その好ましくない事を犯してまでもなお且つかような措置が必要だと考えられることは、社会保険診療報酬の適正化といふことが行われていない、その行われていないのを税法のほうで救済しよう、而もそれは他日、恐らく近き将来において社会保険診療報酬の適正化が行われることを期待されて、これが行われたら立ちどころに税法のほうの好ましくない措置といふものが直ちに解消して行くんだ、だからその不合理といふか、或いは税制の体系を乱すといふ大きな罪を犯してまで、かようなことをやろう、こういうことにきまつたんだと、こう私は了解したのであるが、そこで大蔵委員会の担当事項ではなかつたと思ふのですが、恐らく厚生委員会が担当したのだと思ふのですが、政府との社会保険診療報酬の適正化の問題についてどういふ折衝が行われたか、又政府の意図はどうかだつたか、例えば適正化しなければならぬといふことは、厚生省は認める。言い換えると、現状は妥当でないといふことを考えるけれども、財政的に措置することができない、財政が許さんのだ、こういう見解なのか、或いは適正化が現に行われておるのだ、これ以上の適正化とい

うものはないといふふうな考え方を厚生省当局が持つておつたのか、その辺のことは御存じないでしょうか。

○衆議院議員(内藤友明君) 先にお尋ねの、これは所得税の体系を変えるのが好ましくないといふことについての御話でございますが、まさにそれはその通りであります。併し税の体系から見ても好ましくないものは、主としてこれは特別措置法という名前を使つておるのであります。特別措置法にはいろいろのものが中にあります。これは主税局長がここにおられますからお聞き頂いてよいのであります。特別措置法によりまして減税されておるものは、恐らく六百億以上もあるかと思ふのであります。でありますから、好ましくないのは好ましくないものでありますけれども、これはもう仕方がない。今までのいろいろないきさつから見て、もうこうしなければならぬのだ、こういうことになりまして、所得税法そのものを改正せずして、特別措置法といふところへ持つて行つた、これは一つ御了承頂きたいと思ふのであります。それから一点単価の問題であります。これは実は私どもも委員会を取扱すべき問題でございませうけれども、確か、あれは三月でございまして、この問題が私どもの委員会の問題になりましたときに、厚生大臣の草葉先生を委員会へお呼び頂きました、いろいろこのことをお尋ねいたしました。過去のいきさつ、これは皆様のところへも資料が参つてゐると思ふのでございしますが、いろいろな資料につきましてもいろいろと厚生大臣にお尋ねしたのであります。そこで一点単価を引上げるということとは、今日の一兆財政ではどうして

もできないといふふうなことになつたのであります。そこで、それでもやはり本筋はそこを考えなければならぬものだから、それは一兆四予算といふものは守らなければならぬものであるか知らんけれども、それでこれを抑えておくと手はないといふので、委員会におきましてこの問題は論議せられたのであります。そこで実は、やはりこれは政府もいろいろ御事情があつたことだと思ふのであります。昭和二十六年に一点単価をおきめになるときの条件として、その当時の大蔵大臣と厚生大臣とが、それじゃそれは所得税で一つ面倒を見ようといふことになりまして、この三〇%といふものは出て参つたのであります。昭和二十六年、二十七年、兩年、これをおやりになつたのであります。行政処置としてしておやりになつたのであります。が、会計検査院のほうから、これはどうも法的に見て面白くないではないかという御指摘があつて、二十八年度のものにつきました。従来行政処置はやめると、こうなつて、又問題が新しく起きました。それで衆議院の大蔵委員会におきましては、二度ばかりこの問題を取上げて決議いたしておるのであります。そういうことは面白くないやないか、政府はこの問題について慎重にお考えなさなければならぬではないかといふこと、いろいろと申ししたのであります。そうして休会になりました。夏になりましてから衆議院の大蔵委員会が全員四班に分れました。全国に出まして調査をいたしました。それでいろいろと地方へ参りました。実情を伺つて見ますと、もう各県、各税務署管内

ばらばらになつてゐる、率直に申ししますと、お医者さんの力の強いところは三〇近いものになつておりました。お医者さんが少しのものをのりしてありますところは甚だしきものでした。五二、五三・六です。そのものもありません。併しその間不均衡がありまして、問題が非常に深刻なものになつて来たのであります。そこでこの国勢調査いたしました、みんなが歸りました。後において、これは何とかしなければならぬといふことになり、十月頃からは当然無税にすべきだといふ、なかなか威勢のいいお話をしたのであります。が、最後に、いや、まあそうも行くまい、結局これは大蔵省が行政処置としてやつておられたのを法的に認めるといふ態度でどうだろう、この議員提出の法律がやれとしますと、いろいろことをさつとやつて行くといふ非難を受けておるのであるから、収入、支出に關係のないようにして、プラス、マイナスのないようにして行くといふことが、そうして而もまたごたごたのないようにして行くといふことが立法府としての行き方ではないかといふことにいろいろなりまして、社会党の皆様も無税にするといふ勢いのいいのを、よしそれじゃやわかつたといふので、実は二八%としたのであります。二八%といふのは、先ほど申し上げましたように、自由党の総務会におきかへたやつた二四%乃至二八%といふ、その数字の一番最高の二八%といふものを実は根拠にするといふことになるのであります。私どもの気持はそういうことな

のであります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○森下政一君 只今の御説明で、こういうふうな了承していいでしょうか。私は草葉厚生大臣に親しく医療報酬の適正化なんという問題について厚生大臣の所見を質したことはないのです。只今伺つておりました、一兆四予算の枠の中はどういふ仕方がない、こういう厚生大臣の意見だつたということですが、そうすると、そのことは直ちにこう解釈していいでしょうか。診療報酬の適正であるかといふことについては、厚生大臣も必ずしも適正とは考へていないが、これが是正を一兆億の予算の範囲内でやれと言われると、これは到底財政的に困難だ、だからどうにもしようがない、こう厚生大臣が答えたかのように私は今とれたのですが、それでございませうか、そう承知してよろしいでしょうか。

○衆議院議員(内藤友明君) 私どもも委員会を通じて厚生大臣からお聞きしました印象は、さうなことになつております。従つて、この法律を作りました根拠もそこに置いたのであります。従つてこれは極めて漸定的な措置と考へておりました。わざわざこの法律に對しまして附帯決議まつけたのであります。

○森下政一君 私はこれ以上は、政府側から聞きたいのですから、提案者に対する質疑はこれで打ち切ります。

○木内四郎君 私から内閣府に一言だけ、あなたお忙しいようだから伺つておきますが、なにか自由党の総務会でパーセンテージをきめたからというお話だけれども、私ははつきり実はそれを承知しておらないのですが、何

か資料があつたら私どものほうに配付して頂きたい。

それから、さつきあなたがどういう説明をなさつたか、私ここにおらなかつたものだから聞かなかつたけれども、なにか租税の体系を著しく乱すといふことは甚だ遺憾だけれどもといふことを言われたらしいのだが、若しそうだとすれば、なにかそんなことをしないで、ほかに方法はなかつたものかどうか。それは前に収税官庁がやつておつたことをジャステファイする根拠を手える、こういうことで足りるものなら、私がここにおらない間に表明された、甚だしく租税体系を乱していかなんかといふような方法をとらないで、他にこれをジャステファイする方法はなかつたのか。

○衆議院議員(内藤友明君) 木内先生のお話御尤もなものでありまして、実は所得税の体系からみて好ましくないことだといふ御説明を申上げたのであります。実はまあこれは先生のほうが御専門なものでありますが、こういう税の体系から好ましくないものは特別措置法といふものへ今まで大蔵省は持込んでおられるのでありまして、実は私どももそういう考え方で特別措置法の中に持込んだ、まあ、こう考へておるのであります。従つて特別措置法といふやり方は、好ましくないものは皆そこへ持込む、こういうふうには承しておるのでありまして、併し先生のおつしやるように、なにか法律にないやり方なにかうまい手がなかつたらうかといふお話であります……。

○木内四郎君 いやいや、法律に基いてもいいですよ。あなたの言われるような非常にまずいという点を避けて、廻り道して、うまい方法はなかつたらうかというのです。

○衆議院議員(内藤友明君) いろいろ考えたのですが、結局はそこへ落ちついたものでございまして、それは私よりも木内先生からもつと教えて頂かなぎやならんことなのでございまして、まあ木内先生もおわかりでありまして、が、よろしくお願いしたいのでござい

ます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑はございせんか。

○小酒井義男君 一点だけ提案者にお尋ねをしますが、衆議院の大蔵委員会、この超過供出に対する問題と、この租税特別措置法の只今説明になつておる法律とが可決されておるようです。またそのほかにこの一般給与所得者の年末手当に対する減税の問題がかつておるようなんですけれども、これをまだ衆議院では結論が出ておらんやうですが、こういうふうな税金が重

いといふことは我々も同感なんです。今日中小企業にしても或いは給与所得者なども非常に重税に悩んでおるというに對しては異議はないのです。が、こういうふうなやられるという一方的措置だけがとられるという結果が出て来るのじやないかと思ふのです。やはり減税をするといふなら全体に税の軽減が図れるような措置を考へるべきじやないかと思ふのですが、そういう点について提案者はどうお考えになつておられますか。

○衆議院議員(内藤友明君) 只今の小酒井先生のお尋ね、御尤もなものであります。実は今提案申上げておられます二つの法律案は税収入には実はプラス、マイナスがないのでありまして、

供米の早場米奨励金、超過供出奨励金を前年と同じ、それからお医者さんのほうは大体行政的処置でやつておられたのでありますから、これは税については関係ない。そこで今お話の年末ボーナスに対する免税処置であります。これは今実は私のほうの大蔵委員会、皆さんお待ち願つて主税局長のお出ましを頂こうと思ふのですが、実はこれは少くとも今社会党の皆さんからお出し頂いた法律では八十五億ほどの財源が必要になるのであります。これは私どもの民主党も、又自由党の皆さんもそうですが、八十五億の財源が何とかならないだらうかといふことを実は渡辺さんに責めつけておるのであります。政府としても財源が八十五億の六十億、五十億と、こういうことではありますれば、それをもとにして立法処置をとつてさつと行こう、こういう実は態勢でおるのであります。その財源は何とかございせんかといふことを、この頃渡辺さんにえらく御迷惑をかけて、それが実は今大蔵委員会の皆さんがいろいろ懇談しておるわけなんです。何とかが小酒井先生のおつしやるように、今日税金の一番重いの実はサラリーマンで、これはお医者さんのほうの社会診療報酬もこれはごまかすわけにいきませんけれども、このほうもごまかせない、而も非常にたくさん負担しておるというのであります。何とかがこれはしなればならんと思つて、私のほうの党でも松村さん初めみな一生懸命になつておられるのであります。今日はその財源を一つひねり出すのに渡辺さんを責めつけておるのであります。小酒井先生からも渡辺さんにその

点をおつしやつておいて頂きたいと思ふのであります。どうも私たちだけではなかなか口が開けんの、実は当惑しておるのであります。その点はよろしくお願いしたいと思ふのであります。

○委員長(西郷吉之助君) ほかに御質疑ございせんか。ないようでございしますから、これで休憩いたしたいと思ひます。一応六時まで休憩いたします。

午後四時五十分休憩

午後七時十一分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは只今より委員会を再開いたします。最初に、国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案に對しまして質疑をお願ひいたします。……御質疑がございせんければ、終了いたしましたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) ちよつと今緑風会のかたがそこに出席されました、ちよつとお待ち下さい。

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始めて下さい。

○委員長(西郷吉之助君) それではちよつと只今休憩をいたします。本会議の予算が済み次第再開いたします。

午後七時三十分休憩

午後七時二十九分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは休憩前に引續いて委員会を再開いたします。

でもう一度質疑はございせんか。質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のありのたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……別段御発言なければ討論は終局したものと認めまして、御異議ございせんか。

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決をいたします。国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法案を衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と認めます。よつて本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は前例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひます。多数意見者の御署名をお願いいたします。

○委員長(西郷吉之助君) 次には、昭和二十九年産米穀についての超過供出

多数意見者署名

藤野 繁雄 小酒井義男
東 隆 青柳 秀夫
井上 清一 安井 謙
杉山 昌作 豊田 雅孝
前田 久吉 平林 剛
森下 政一 石坂 豊一
有馬 英二

奨励金等に対する所得税の臨時特例に
関する法律案につきまして御質疑を
願ひいたします。御質疑はございま
せんか。……御質疑は終了したものと認
めまして御異議ございませう。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ない
と認めます。それではこれより討論に
入ります。御意見のおありのかたは賛
否を明らかにしてお述べを願ひます。

○杉山昌作君 私はこの案には賛成を
いたします。実は政府から支払われる
金が少いから払うほうの税金をまけろ
というふうなことはこれは誠に筋道の
通らんことでありまして、従つて供出
米についても同じ考えから、そういう
ふうなものがあるべきものではないと
実は考へております。ただ併し今度の
案によりまして、これは基本米価につ
いては税金は納めるんだ、早場米奨励
金と超過供出奨励金だけのことで、こ
れは本年の偶発的或いは附加的な収入
だけを免税するので、基本収入につ
いてはこれは免税するべきではない。昨
年はそのほかのものも免税にいたして
おりましたが、本年はそれだけに幅を
狭めるということになつております。

従ひまして根本的に今私が申し上げま
したような考えは持つておりますけれ
ども、昨年より漸次改善して行くとい
う跡が窺われるのと、更にこれが偶発
附加的なものだけだという精神をは
つきりしておりますので、まあまあこ
れならという意味で賛成をいたします。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御発言
ございませうか。……なければ討論は
終局したものと認めて御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ない
ものと認めます。それではこれより採
決に入ります。昭和二十九年産米穀に
ついての超過供出奨励金等に対する所
得税の臨時特例に関する法律案に對し
まして衆議院送付案通り可決することに
賛成の諸君の挙手を願ひたいと思ひ
ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西郷吉之助君) 全会一致と
認めます。よつて本法案は衆議院送付
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。

〔賛成者挙手〕

なお、諸般の手續は前例によりまし
て委員長に御一任願ひたいと思ひま
す。

多数意見者の御署名をお願いいたし
ます。

多数意見者署名

藤野 繁雄	土田 國太郎
小酒 井義男	東 隆
青柳 秀夫	井上 清一
入交 太蔵	安井 謙
杉山 昌作	豊田 雅孝
前田 久吉	平林 剛
森下 政一	石坂 豊一
有馬 英二	

○委員長(西郷吉之助君) 次に、租税
特別措置法の一部を改正する法律案に
對しまして御質疑のおありのかたはお
願ひいたします。

○國務大臣(小笠原三九郎君) この際、
大蔵大臣として意見を述べてよろしう
ございませうか。

○委員長(西郷吉之助君) 纏ちよつと速
記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(西郷吉之助君) 速記を始め
て下さい。杉山君にお願いいたしま
す。

○杉山昌作君 今度のこの提案の理由
を拜見いたしますと、医師の診料報酬
の単価の問題ですが、点数が非常に安
く二十六年度に定められた。それでそ
れの引上げを要求したけれども、その
引上げがいろいろな事情でできなかった
た。そこで二十六年度、二十七年におき
ましては、政府の行政措置として健康
保険の診料収入については三割だけを
収入として七割を必要経費として認定
するというふうなことをやつた。そこ
ろが二十八年度にはそういうものをし
てもうえないので普通のやり方になつ
た。そうしたところが健康保険医の収
入が非常に少いので過重な負担になつ
てゐる。そこで今度もやはり二十六
年度、二十七年にやつたような方法を
やつてもらいたいと思つた、それがで
きないから、むしろこの法律をこしら
えてこの法律でそこをばつくりして置
くと、こういうふうなことであるよう
であります。併しこれは今私は米の
供出代金に対する租税の減免につい
ての討論で申上げたことと同じこと
なんでありまして、一体政府から支
払われるものが少いから反対給付と言
うか、相殺の意味で税金をまけるとい
うようなことを一体やつて、それは税
の制度或いは税の本質から言つていい
ものかどうかということは、これは非
常に私は疑問を持つてゐるものであり
ます。提案者は、提案理由に見まして
も「差当り経費率を法定することがい
ざこざを避けるための最良かつ、やむ
を得ない措置だと存するのでありま
す」と言つて、提案者自身この方法が

あまりいい方法でないということに認
めておられるようであります。若しも
こういう前例を開きますと、提案者
も認め又私も更に輪をかけて、これは
べらぼうな方法だと思つておりますが、
この方法を前例を一回開きますと、そ
の波及するところは大きくはないかと
思ひます。現に私が一番よく承知いた
しております葉たばこの供出をして
いる農民は、葉たばこの供出価格が非
常に安い、或いは葉たばこの耕作組合
調べが生産費をも割つてゐるだけであ
るに、専売公社の調べた生産費をも実
に割つてゐることは、これは調査では
きりいたしてありますが、従つて同じ
大蔵省でやつてゐることだからして、
葉たばこの供出代金の値上げをして
くれないならば、税金をまけてくれとい
ふことは数年來言ひ続けていること
であります。更にものと云つたら
ば、国家公務員が今日ベース・アップ
がしてもらえない、非常に困る、何と
かしてベース・アップをしてもらいた
いという要望が非常なものであること
は御承知の通りだと思ひますが、若
しも政府から支払うものが少いからそ
の場合には税金でやるといふ前例を作
りましたら、国家公務員全部が、初め
は或いは超過勤務手当或いは年末賞与
というふうな偶発的な給与についての
免税を要望し、それができれば本俸に
ついては何割かを免税してくれとい
うふうなことに若し万一拡つて行
くことになりましたと、これは由々しき
問題じゃないかと私は非常に心配して
おります。国家公務員の諸君はこれ
をやるというのじゃありませんが、前例
を開けば今日の社会情勢はそこまでに

至るかも知れないということを一応心
配をいたすのであります。そういう問
題でありますから、この制度は私は非
常に悪例じゃないかと思ひ、悪法じゃ
ないかと思ひのではありませんが、これ
について政府の御見解を伺ひたいと思
ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私は御
承知のごとくに、今杉山委員がお話に
なつたように二十七年の所得につき
ましては閣議の決定で三〇%というこ
とにしたのであります。併しそれは
会計検査院が調査した結果、これは
法律に背いてゐるものであるから今後
こういうことをしてはいかんといふこ
とで、二十七年所得に限つてそれはや
るといふことを、限つてと書いてあつた
のであります。それが二十八年度のとき
はできるだけ経費を余計見るといふよ
うな、見方においてはありましたが、
そういうふうなことができないことにな
つたことは御承知の通りであります。
又今こういうことに一つ例を開け
ば、お話のごとくに幾つもだんだんだ
んだんこういう例が出てしまつて、所
得税体系というものは全部乱れて来る
と思うのであります。私はこういう所
得税の建前をくずすものには反対をい
たします。所得が幾らになるかという
ことは、これは調査の結果きまるもの
であります。従つて収入金に対する
経費の割合が何%となるかといふこと
は人によつても違ひますし、地域に
よつても違ひますし、年によつても
違ひ、これは当然のことでありまして、
これを一律に七十何パーセントだ
と全国場所を構わず、人も構わず、と
いうふうなことは、これは所得税の建

前を本に崩すものであつて、所得税の建前に反するものだと思います。それから昭和二十八年度分について調査の結果を申し上げますと、地域によつては違つておりますが、平均では三五%程度となつておるのであります。これを仮に二八%と法定しますと、医師のみにつて特別の減税をすることとなつて、ほかの納税者に悪影響を及ぼすこととなることは御説明するまでもないところであります。又社会保険診療報酬の一点単価が低いので税によつて減税措置を講ずるといふようなことは、これはどうも只今杉山委員のお話に出ましたように、これは私も公務員給与が低いから公務員の給与に特別な減税をせよと、こういうのも何れも理窟は通ふところがないと思ひます。一点単価が高いか低いか、こういうものは別個に検討して解決すべきものだと思ひます。一体一点単価が高いのか低いのか、という点につきましては、その検討がまだ十分には私は言えないと思ひます。どのようになんか一点単価を改訂するかという問題は、これは今後に残された問題であります。併しこの問題がきまらなければ、場所もかまわず、人もかまわず、年もかまわず、一律に法定して、こうやつて而も所得税体系を紊るという事は、政府としては反対でございます。なお現在の一点単価を念のために申し上げますと、昭和二十六年にこれは決定されたのであります。その後は医師者の収入は相当増加を示しておるのであります。医療総収入が六割の増加となつておることは、今までの私どもの、これは御参考にならうと思ひます。

調査で示している通りでございます。これは政府としての意向でございます。○杉山昌作君 この措置は政府としてやりたくないというふうな、こういうふうな前例を開くことは租税の体系上おもしろくないという事は、併し幾らいたしたわけでありまして、併し幾らやういふことが悪いといふことが言われても、そのときのいろいろな情勢でやらなければならぬ場合もこれは政治ですからあるかと思ひますが、一体そこでこれをやらなければならぬいかどうかという問題になるわけでありまして、一点単価が一体今まで安いか高いのかというふうな問題を政府はどう見ておられますか。この問題が出たのは今日昨日の問題じゃないので、昭和二十六年からの問題であることは、昭和三十二年の間にあります。もう三年もたちまして、一体政府においては報酬を引上げることが必要であるといふことで考へて措置をとつて来たのか、何もしないのか、或いは現在まだ研究中であるのか、又問題は大臣の言つておられるように、いやな前例を開くのでありますから、前例を開く以上は今日絶対必要である、而もその必要は止むを得ない、殆んど全体に近しいことである、まあまあ政治だかというふうな事になりまして、その必要性がはつきりしないのに悪い前例を開くといふことはどうかと思ひます。政府が今の一点単価の問題につきましても、今日の折衝なり研究なり、或いは最近のお考えなりを承りたいと思ひます。

問題は政府では高いとも安いとも別に現在は結論を出していません。それは臨時医療保険審議会でございます。その方面でこの問題は、大分前から問題になっておりますので、諮問をいたしております。その諮問を、長らく検討いたしておりますが、なかなか時日を要しておりますから、この夏以来更に一つ急いで結論を出してもらうように督促をいたしておるような次第であります。いろいろあらゆる点から検討しなければならぬので、諮問に對しましては委員会は急ぎながら慎重にやつております。

○杉山昌作君 まあこれはちよつと私から言いますと、政府は甚だ意慢だと申上げたいと思ひます。三年もかかつていふ問題を、そうして医師会等でも非常な要望のある問題を、まだ今となつてもさういふふうなことを進んでないといふことは、非常に私は意慢であるのじやないかと思ひます。と同時にさういふふうな必要が、必要性があるかないかが政府でもわかつていないといふふうなものを根拠にしている。さうしてこの悪例を開くといふことになるならば、これはどうしたつてこの悪例は開けないんじやないかといふことを言わざるを得ないと思ひます。ありますが、まあそれは私の意見ですが、法律を通す。仮に何らかの事情でこのことになつたときには、今申上げました通り非常に悪例でありますから、これは一刻も早く元の姿に直すといふことをしなければならぬと思ひます。悪例だがやばい絶対必要だといふ、悪例だからその必要を成るべく一日も早く変えて、一日も早く元に返すという努力が付いて来なければならぬと思ひますが、今の厚生大臣のお話ですと、仮にこの悪例を通したときには、これを元へ返す唯一の正道は、一点単価の引上げが必要であるならば引上げをする。必要でないならば医師会のほうの要望が如何であらうとも、それは説得をして、説明をして、我慢をして頂くといふ、どつちかをしなければならぬと思ひますが、その我慢をしてもらうといふことは、別問題として、引上げをするといふふうなことが、仮にこの法案が通つたとき、直ぐ引續いてこれは悪法だから、一年の間に引上げてこれを研究してさういふことをやるからこの悪法をやめるといふのか、半年の間でやるのか、さういふことに対して政府側としては若しこれが通つたときにはどういふふうな心がまえを以て對しよとせられるのか、その点を承りたい。

○國務大臣(重光葵) 私は途中から参りましたので、実は前のほうから大臣の答弁と違ふかも知れません。この点一つお許しを頂きたい。實際上の問題を申上げますと、昭和二十六年の十二月七日でございます。閣議におきましていろいろ當時問題があつて、一点単価をたしか一円五十銭の値上げをする、いろいろ問題があつたが、甲地においては十二円五十銭、乙地においては十一円五十銭と決定した。決定したときには課税を大体三〇%程度するといふことが基礎になつてその決定をした。従つてその後におきますやり方におきましては、多分お答えがあつたと存じますが、大体三〇%程度といふことを課税の対象にし

て来た。ところがこれは當時の便宜措置でありまして、法律の根拠がないやうな方であるから、私参りましたときに大蔵大臣が答弁いたしておりました。うに、これは適当でないといふ會計検査院等の意見もあり、従つて本年二月に、閣議におきまして大体前年度の踏襲でやつて行く、併し實際上には従来のような通牒等を出すといふことがいふゆる法律的に正しくないといふ、従つて法律的な根拠をどこかに求めなければならぬといふ問題になつて来たわけでありまして。私も実はこの社会保険の収入に對しましては違つた意味から、社会保険そのものが一種の國家の一つの法的な意味を含んだ事業と考へ、又今後さういふたして行くべきものだと思ひます。従つてこれらに對する課税の問題、或いはこれらの社会保険の待遇の問題、さういふ点につきましては、國家が普通の所得以外に考へて行く余地があると思ひ、さういふ意味において従来三〇%以内といふのはやつておつたと存じます。従つてさういふ点から考へて参りますと、今回のこの法律が出たあとにおける問題は、どうするかといふのでございます。が、二十六年等のこの状態から考へまして、引續いて参つております課税の問題はこの法律の根拠、その法律の形そのものが或いは十分かも知れませんが、不十分かも知れませんが、実情に合わせるためにはさういふ方法をとることも、又今杉山さんのお話のように止むを得ざる場合もあると思ひます。さういふことを考へますと、とにかく一応この課税の問題は法律の根拠といふことによつて従来の悪法とい

て来た。ところがこれは當時の便宜措置でありまして、法律の根拠がないやうな方であるから、私参りましたときに大蔵大臣が答弁いたしておりました。うに、これは適当でないといふ會計検査院等の意見もあり、従つて本年二月に、閣議におきまして大体前年度の踏襲でやつて行く、併し實際上には従来のような通牒等を出すといふことがいふゆる法律的に正しくないといふ、従つて法律的な根拠をどこかに求めなければならぬといふ問題になつて来たわけでありまして。私も実はこの社会保険の収入に對しましては違つた意味から、社会保険そのものが一種の國家の一つの法的な意味を含んだ事業と考へ、又今後さういふたして行くべきものだと思ひます。従つてこれらに對する課税の問題、或いはこれらの社会保険の待遇の問題、さういふ点につきましては、國家が普通の所得以外に考へて行く余地があると思ひ、さういふ意味において従来三〇%以内といふのはやつておつたと存じます。従つてさういふ点から考へて参りますと、今回のこの法律が出たあとにおける問題は、どうするかといふのでございます。が、二十六年等のこの状態から考へまして、引續いて参つております課税の問題はこの法律の根拠、その法律の形そのものが或いは十分かも知れませんが、不十分かも知れませんが、実情に合わせるためにはさういふ方法をとることも、又今杉山さんのお話のように止むを得ざる場合もあると思ひます。さういふことを考へますと、とにかく一応この課税の問題は法律の根拠といふことによつて従来の悪法とい

て来た。ところがこれは當時の便宜措置でありまして、法律の根拠がないやうな方であるから、私参りましたときに大蔵大臣が答弁いたしておりました。うに、これは適当でないといふ會計検査院等の意見もあり、従つて本年二月に、閣議におきまして大体前年度の踏襲でやつて行く、併し實際上には従来のような通牒等を出すといふことがいふゆる法律的に正しくないといふ、従つて法律的な根拠をどこかに求めなければならぬといふ問題になつて来たわけでありまして。私も実はこの社会保険の収入に對しましては違つた意味から、社会保険そのものが一種の國家の一つの法的な意味を含んだ事業と考へ、又今後さういふたして行くべきものだと思ひます。従つてこれらに對する課税の問題、或いはこれらの社会保険の待遇の問題、さういふ点につきましては、國家が普通の所得以外に考へて行く余地があると思ひ、さういふ意味において従来三〇%以内といふのはやつておつたと存じます。従つてさういふ点から考へて参りますと、今回のこの法律が出たあとにおける問題は、どうするかといふのでございます。が、二十六年等のこの状態から考へまして、引續いて参つております課税の問題はこの法律の根拠、その法律の形そのものが或いは十分かも知れませんが、不十分かも知れませんが、実情に合わせるためにはさういふ方法をとることも、又今杉山さんのお話のように止むを得ざる場合もあると思ひます。さういふことを考へますと、とにかく一応この課税の問題は法律の根拠といふことによつて従来の悪法とい

て来た。ところがこれは當時の便宜措置でありまして、法律の根拠がないやうな方であるから、私参りましたときに大蔵大臣が答弁いたしておりました。うに、これは適当でないといふ會計検査院等の意見もあり、従つて本年二月に、閣議におきまして大体前年度の踏襲でやつて行く、併し實際上には従来のような通牒等を出すといふことがいふゆる法律的に正しくないといふ、従つて法律的な根拠をどこかに求めなければならぬといふ問題になつて来たわけでありまして。私も実はこの社会保険の収入に對しましては違つた意味から、社会保険そのものが一種の國家の一つの法的な意味を含んだ事業と考へ、又今後さういふたして行くべきものだと思ひます。従つてこれらに對する課税の問題、或いはこれらの社会保険の待遇の問題、さういふ点につきましては、國家が普通の所得以外に考へて行く余地があると思ひ、さういふ意味において従来三〇%以内といふのはやつておつたと存じます。従つてさういふ点から考へて参りますと、今回のこの法律が出たあとにおける問題は、どうするかといふのでございます。が、二十六年等のこの状態から考へまして、引續いて参つております課税の問題はこの法律の根拠、その法律の形そのものが或いは十分かも知れませんが、不十分かも知れませんが、実情に合わせるためにはさういふ方法をとることも、又今杉山さんのお話のように止むを得ざる場合もあると思ひます。さういふことを考へますと、とにかく一応この課税の問題は法律の根拠といふことによつて従来の悪法とい

て来た。ところがこれは當時の便宜措置でありまして、法律の根拠がないやうな方であるから、私参りましたときに大蔵大臣が答弁いたしておりました。うに、これは適当でないといふ會計検査院等の意見もあり、従つて本年二月に、閣議におきまして大体前年度の踏襲でやつて行く、併し實際上には従来のような通牒等を出すといふことがいふゆる法律的に正しくないといふ、従つて法律的な根拠をどこかに求めなければならぬといふ問題になつて来たわけでありまして。私も実はこの社会保険の収入に對しましては違つた意味から、社会保険そのものが一種の國家の一つの法的な意味を含んだ事業と考へ、又今後さういふたして行くべきものだと思ひます。従つてこれらに對する課税の問題、或いはこれらの社会保険の待遇の問題、さういふ点につきましては、國家が普通の所得以外に考へて行く余地があると思ひ、さういふ意味において従来三〇%以内といふのはやつておつたと存じます。従つてさういふ点から考へて参りますと、今回のこの法律が出たあとにおける問題は、どうするかといふのでございます。が、二十六年等のこの状態から考へまして、引續いて参つております課税の問題はこの法律の根拠、その法律の形そのものが或いは十分かも知れませんが、不十分かも知れませんが、実情に合わせるためにはさういふ方法をとることも、又今杉山さんのお話のように止むを得ざる場合もあると思ひます。さういふことを考へますと、とにかく一応この課税の問題は法律の根拠といふことによつて従来の悪法とい

りのはなくなる。而も社会保険に対する法的な意味というものが強く打ち出されて来て、今後社会保険の伸展には私は大変な裨益することが多いと思ひます。

○杉山昌作君 私今伺おうと思つたことと多少的が外れた御答弁なんです。が、それよりも先に厚生大臣に私は申し上げておきたいのですが、この方法が前の制度から言つてよくないということとをさつき私が申し上げたところが、大蔵大臣はその通りだというお話があつたのです。只今社会保険というものが、健康保険というものが公的な性格があるから、これには税に對しても或る程度の斟酌があつたほうがよくはないかというお考えを持つておるが、国家公務員なり議員なりというものは、これは社会保険の医者よりも公的な仕事をしておる。社会保険の医者さんとは若干公的であるが、だからと言つて税でそれを何とかするというのは、一体国家公務員なり議員なんというものはもつと税を負けてくれということと言つて来なければならぬと思ふ。同じ政府内でも、税を担當しておる大蔵大臣は、税の制度からいかにいふことをはつきりおつしやつておられますので、その点は厚生大臣にも私は念のため申し上げておきます。それで私は税のことは大蔵大臣から伺つたのでいいのです。悪税法だということもはつきりしたのです。その悪税法をあるてやならなければならぬ場合も或いはあるだろうと思ふ。これが通る或いは通すというふうな事になつたときに、悪税法だから一日も早くこの税法を元にするということについての御努力があつて然るべきじゃないか。そ

の見通しがつかないならば、悪税法がいつまでたつてもいふんばらうとやつて行くということになつては、税の根本を覆すものじゃないか。だから私は診療報酬の引上げを實行するか、或いは診療報酬が今のでいいというのなからいかに医師会等でお話をした了承をしてもらふか、どつちかを早くしなければならぬというときに、厚生大臣は今までは通牒で違法のようなことを言つていたけれども、今度は法律になるから違法性がなくなると、非常に形式的なことなんです。それは悪いことは何でも法律でそれをきめた以上は違法といふことはそれはなくなりましようけれども、一体そういうふうな法律を作ることも自身が税の制度から言つて、税の精神から言つていいか悪いかといふことを、実は私はそれを問題にしているの、それを作れば違法性がなくなるというふうな答弁を伺おうと思つておるのじゃない。そういうふうな違法性の問題じゃなしに、税の制度のよこしまな法律をなぜ作らなければならなかつたのか。若し作つた場合にはどうして如何に早くそれをやめるかといふことについて、これは厚生大臣の御管轄であらうと思ふから、それを伺つておるわけなんです。

○國務大臣(重藤隆雄君) 結局一点単価の問題によつて、この処置を考へるかどうかといふ問題になつて来ると思ひます。そこでこれはもう私先に申し上げた、諮問機關に諮つておりますが、諮問機關自身においても結論をなかなか出し得ない問題だと、実は心ひそかに思つております。それは一方におきましては政府負担、政府のこの負担がありまして同時に、或いは国民健

康保険その他健康保険等の一般の負担が相當重く参ります。それらの方面におきましては私のほうには絶対に単価の引上げは反対だといふ強い意思表示が現在も盛んに参つております。従いまして一点単価を今手をつけまうことは、答申が強く出て参りますときは別に考へます。が、今私の心境といたしましては簡単にはできないと考へます。

○安井謙君 私今いろいろ時間もありますので、極く簡単な点を大蔵省にちよつと伺いたいのですが、税制上好まじからん立法であるといふような御意見があるのですが、これは實際上手続の問題として好ましくないものであつて、その内容についてはまあ過年度において閣議決定で実施はしておるものである。それを法律化しないので実施をするのが手続上好ましくないといふことになれば、その精神を或る程度生かすといふこと自体が果して好ましくないことかどうか、その点について……。

○政府委員(渡辺喜久造君) お答え申し上げます。私の見解としては、結局先ほど厚生大臣のお話もございましたように、まあいわば一種の政治的妥協として行政的に二十六年度分、二十七年年度分についてこういう措置がなされた。それでこれは二つの問題があるわけでございます。一つはこういうことを行政的にやるのが違法じゃないか、これは会計検査院に指摘されたところなんです。もう一つは税の建前からしてこういうことがいかに悪いか、これはまあ法律として作れば一応先ほどの違法性はないんですが、税の建前からしてこれがいかに悪いか、こういう問題がもう一つあるわけなんです。そうしてその面につきましては平田国税庁長官もここに出席してありますから、いろいろ御説明申上げていいと思ひますが、一つはまあ法律によらない点もありますが、例へば實際の問題として、産婆さんの税金が医師さんとの税金より高い、一体どういふわけだろうかと、こういつたようないろいろな不権衡な面がそこにあるようですが、或いはいろいろな中小企業者のかたがたのお話を伺ひまして、どうも医師者の税が安いじゃないか、そういう意味におきまして我々としては実質的にその権衡を考えないといふと、やはり所得税といふしたまはしてはその建前からして、所得のあるところ税金を、所得税をその負担力に応じて払つて頂く、そういう本来の建前を通すような税制でなければおかしいじゃないか。それが何らかの理由によりまして、これは臨時租税措置法でいろいろやつておる。確かにやれ輸出所得の特別控除とかいろいろやつておるが、併しその全体としてやはりそこに負担の権衡という問題が法律以前の問題としてありまして、一応税としてはそれが要請されるのではないか。そういう意味におきまして、只今杉山委員から、こういうことをやるというふうな悪税法が出て来るのじゃないかという御指摘は我々も同じような感じを持つておるのではありません。

○安井謙君 先ほど杉山委員もおつしやつたのですが、国家公務員とかその他のものとの不均衡になる。私はその問題については、これは医者というものはこれは自由職業であつて、初めからそういう国家から契約して雇われて

いるという性質のものとは違ひますので、その点では必ずしも同一に論じられないと思ふのですが、その結果大蔵省としてはどういふ意味ですか、昭和二十六、七年には必要経費差引の必要を認めて、これは内閣で方針がきまつた。それから会計検査院から併し手続上の違法性を咎められて、二十八年度にはそれはやらなかつたのですが、一体必要経費を保険費から引くので必要はないというお考えなんです、その点はどうなんですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) これは今更安井委員に申し上げるのも如何かと思ひますが、所得の計算は、収入金額から必要経費を差引く、こういうことになつておりました。實際見て参りますとその必要経費の額は、先ほど大蔵大臣がちよつと触れましたが、人により地域により、或いは経営の規模により非常に違ひます。例へば収入金額の五割六分くらいの人もあるれば、或いは例へば人を雇つておる給料を払う人、そういう人はそんな意味におきまして必要経費が非常に多くなりまして、一点単価例へば二割くらいになつておるような人もございます。従ひまして我々として課税の實際に當りまして一番遺憾に感じますところというか、やりにくい問題にぶつかります場合は、そういうふうな非常に必要経費の率が多い場合も、まあそれは多くならない場合も同じようにその七割二分くらいが必要経費だと法定することは、その意味においてそこ又不権衡が出て来る。実は申し落しました、二十八年度分につきましてそういう標準率課税は困るという意味は、一つは会計検査院のほうから何も

ございましたが、税の執行に当りまして而もその点においてはいろいろな負担の不均衡が出て来て、これはお医者さんの仲間士でやはり問題が出て来るわけでございます。そういうふうな考

え方は面白くないのじやないか。で、二十八年にやりましたことは、従来の課税においてお医者さんの必要経費としましていろいろ見て参りました経費の中にどうもまだ見足りない分がある。研究費であるとか、或いは医師の会合に出かける費用であるとか、いろいろ見足りない分がある。そういうふうな点からどうも従来の課税では少しから過ぎるのじやないか、こういうふうなこともございましたので、そういう点で一応お話を伺いまして、成るほど御尤もと思うものにつきましては、できるだけこれを見て行く。即ち考え方としましては、従来の課税について大蔵省としましては相当反省し、負担の過重にならないようには大いに心掛けております。併し例えは一率に所得率が三割とか、そういうような考え方は、所得税の税制として面白くないのじやないか、こういう考え方で以て二十八年にはその線で施行することにしたわけでございます。今度はそれを、最初の問題は今言つたように二つあるわけでございますが、会計検査院が指摘されております問題と、私が先ほど申しましたように税法の建前としましてもう一つの問題、より根本的な問題がここにあつて、結局お医者さんの仲間士でやはりいろいろな不均衡の問題が出て来る。こういう考え方は法律としまして面白くないのじやないか、かように考えております。

○安井謙君 もう一言だけ。大変こう

意地の悪いような質問になつて恐縮なんです、そうすると閣議決定事項があれは大体おかしいのだという見解になるわけですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) まあ税の執行官庁としまして、これは一応閣議決定のものでございまして、我々もそれに縛られたわけでございますが、そのもの自身が非常に実行の面に移して見ますとおかしい。そこで二十七年のときはちよつと最後に問題が残つちやいまして止むを得ない。併しこれは早急に今の一点単価問題と結び付いてます問題でもあつたんですが、それと併せて御承知のようにこういう執行のやり方はやめようという一応の閣議決定があつたわけでございますが、それがなかなかやはりその問題がいろいろな点にぶつつかつたと思ひますが、うまく解決できなかったものであります。まあ租税のほうとしましては、昨年、二十八年分につきましては別の面

でその一点単価問題というものを一応頭に全然入れなかつたわけではないのとして、従来の課税の経費の見方というもののについても少し見れるものがある。これはできるだけ見て行こう、こういう観点で二十八年分については執行したわけでございます。

○政府委員(渡辺喜久造君) お答え申し上げます。これは二十八年度分、昨年度でございますが、その課税の実績としまして国税庁で出ております集計でございますが、普通医が課税になつております人員数が三万六千五百十一人、この所得、一人当り平均でござい

ます、それが五十七万三千円、それから歯科医が一万七千四百八十八人、その一人当りの所得が三十一万九千三百円、人員の合計が五万三千五百五十九人、一人当りの所得が四十四万四千六百七十円、こういう数字になつております。

○豊田雅孝君 會つて三〇%を押えておつたのを今回二八%にしようということは、これはお尋ねするのは少し筋違いかも知れませんが、過去において三〇%にせられたその理由と、今回二八%にせられたその理由、推測の説明でもいいのであります。一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 実はこれは非常に恐縮な申し様ですが、今度の二八%にどうしてしたかというの、私ども実は伺いたくるところなものであります。過去において三〇%に……、その当時どのくらいの数字になつていたかはつきり存じませんが、四十五くらい

の数字になつていたんじゃないかと、いろいろに想像いたします。それを二十五乃至三十に落したという点でいろいろ問題が出て来たわけでありまして、ただ当時四十五と見ました点につきましては、二十八年分の施行の場合にいろいろ検討して見ますと、相当まあ経費としてもう少し取入れてもいい事項が相当あるんじゃないだろうか、こういうふうな感じがございまして、昨年

先ほど申しましたようないわゆる標準的な考え方でなしに、まあ必要経費をはつきり出せば、一応理窟がつくものではないかと、これをいれるといつた考え方でやりました結果は、これはいろいろ見て参りますと、やはり非常に

まらちでございまして、多い人ですと所得率が四十五くらいになつておりますし、それから少ない人ですと、先ほど言つたような人を雇つたりしてあります。一八から二十近くになつております。まあ申し上げられますのは、全体アベレージしたところは三十四という数字が出ております。ただ我々の氣持といたしましては、そういうふうにあると、それが二十八になつてしまふと、今度の法案を拝見いたしますと、この適用を希望しなければ希望しないのでそれで済むということになります。それから、恐らく二十八以下に所得率の人は適用を希望されないということに恐らく出て来るのじやないかと思ひます。それにしても所得率が二十八から四十程度、或いはそれをちよつと超える程度の人まで収入金が同じなら結局所得は同じになつてしまふと、こういうことになるんじゃないかと、さうに考えられます。

○豊田雅孝君 先ほどすでに問題にはなつておりましたが、かような行き方を認めるということになりますと、一面においてすでに事業税においても特殊な扱いがありますし、若しもこの行き方がきまるといふことになると、特に中小企業者とのバランスが非常に問題になつて来ると思ひます。特に青色申告をやつている中小企業者とのバランスというものは説明がつかないことになるのではないか、これについて主税局長、国税庁長官の端的な御意見を伺つておきたい。

○説明員(平田敬一郎君) 私は特に、今豊田さんからお話がございました青色申告との関係につきまして、実はこの問題は相当重要な影響性があるだろうというところを最も深刻に心配して

倒くさいことをやらしてけしからんじやないか、課税の公平を失するじやないか、こういう声を大分聞かされるのですが、これは私大分尤もだと思ふので、実は二十六年、七年やりまして行政措置が法律的にも面白くないし、又實際面からいっても面白くないので、この措置はやめたい、やめるといふことで、実はこの問題は昨年夏から今年の初めにかけまして、半年以上かかりまして関係方面とも非常にいろいろな折衝を重ねまして二十八年のようないないにいたしたわけでありまして。そう申上げまして、私どもとしては決して健康保険に辛く当るつもりは全然ない。むしろ実情に鑑みましてできる限り、収入がはつきりしているのであるから、経費のほうにつきましては理窟の付く限り認めて行くといふことで、いろいろな特殊経費についても認めるように地方に流しましてやつたわけでありまして。それと今まで行政上やつてい

に申上げまして、或いは地方によつて十分徹底しなかつた点があるかも知れません。そういうところにつきましては私も更に徹底を図りまして、お医者様各人の実情に合うような課税をしようといふような考え方で、今年は折角勉強するつもりでやりましてしたのでございますが、こういう法案が出ますといふとちよつと実は戸惑ひしておる状況なんでありまして、その点私ども実情を申上げまして慎重な御審議を煩わしたいと思はれておる次第であります。

○土田国太郎君 この現在におきまして或いは営業、仕事をするという立場の者は殆んど申告納税によつて今処理されておるわけであるから、医師に限り一定の定率を用いるといふことは、今の税制の根本原則に照して、私は素人でありまして、少し何といひますか、原則的に納得できないような感じを持つておるのですが、こういうことではないといふことになりまして、やうていといふ業態からもうこうしてやつてくれ、皆定率を以てやつてくれと、こういうふうにならぬかと思ひますが、そのときに大蔵省としてはこれを認めてはかものものを認めんといふことはできないだらうと思ひます。この点大蔵省はどうかお考えになるか、即ち原則としてこれだといふかどうかといふ点と、それからこれが仮に通過した場合に、ほかの業態から我々の業態も医師と同様に取扱つてくれといふたようになるときに政府はどう処理するか、この二点についてお伺ひしたい。

○政府委員(渡辺喜久造君) 税の原則として考えて参りますと、特に所得税におきましては、所得のあるところに負担力があり、従つて税を負担して頂く、その意味におきましてその原則をやはり貫いて行くべきではないか。従ひましてやはりこの法案が通る通らないうことが問題になります。この法案が通つた場合は、一体どうしたこの基本原則といふものが、これは提案者のかたも一応お話になつていふ理由でそういう原則を認めなうかといふ点は、そこはまあ問題だらうと思ひますが、それがまあ結局提案者のお話でございますと、一点単価の問題に結びつくわけですね。それが一点単価を得なかつたのだといふことが、どこまで世間に納得して頂けますかどうか。そこが結局土田委員の御心配になつておる点じやないかと思ひます。又そんな意味におきまして、我々としても、一点単価でそういう問題があるといふことになりまして、これはまあほかの点と違ひますところは、一応二十六年、二十七年にやつたのじやないか、この点だけが残ると思ひます。ただ安いか高いかといふことだけになつたすれは、まあ企業の問題は別として、例えば杉山委員のおおかげになりましたこの収納価格の問題とか何とかがいふものについては当然同じような議論が出て来るのでございまして、或いは米の供出価格の問題などにつきましても、まあ早場米供出、超過米供出の問題はまあこれは別の議論でございまして、今のような政府の買上程度であるならば、これは基本米価が高いから云々といふ、安いから云々といふ、こういうたやうな問題が

出て来るのじやないか。又その場合、この問題とそういう問題との唯一の違ひは、二十六年、二十七年に一点単価をきめた際にそういうことをやつたのじやないか、この点だけが残るのでございます。まして、それが果して他のかたがたに、まあそれだから医師は特別な扱いでいいのだといふことが御納得頂けるかどうか、これがまあ疑問だといふ点を心配してゐるわけでございます。

○土田国太郎君 まあ二十六年に三十でやつたというから、今度はその例に倣つてやるといふらしいですが、前例があるからといふやうなふうに解釈されるのだが、それは、それを一応是認するとして、私の聞かんといたしたところとは、他の業態がこの医師のごとく申出た場合に政府のほうはどう処置するか、医師に許して、ほかの業態に許さんといふ手は私にはあるまいと思ひます。特に中小企業のごときは今日もう悲慘のどん底に陥つておりまして、それについてもあらゆる面から、この点についてはもう大蔵当局についていろいろ折衝してゐるが、なかなかよくしてくれんといふのが今日の実情である。そういうやうな今のデフレの時代に、慘憺たる営業を続けておる人間もあるのだから、その救済方を申出たときに、主税局、国税庁としては、それはまあならんといふことは私は言ひ得ないやうに思ふが、それはどうですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私も実はその点非常に心配してゐるわけでございますが、こういうふうな立法の問題と同時に、行政の執行の面におきましてもやはり同じやうな問題が出て来るのじやないかといふことを心配してお

ります。なかなかそれぞれの業態におきましてはそれぞれの理由が違ひますけれども、やはりいろいろな言ひ分があるわけでございます。この業態だけに許されるとすれば、我々のほうにもいろいろ問題があるといふたやうなことが又いろいろ出て来る問題じやないかといふことで、まあ実は我々のほうにこれが非常に非常に窮地に陥るのじやないか。まあ国税庁長官からも一言お答えさせて頂きたいと思ひます。

○説明員(平田徹一君) この問題、私も実は最初から研究しておりましたので、いきさつもよく知つておるつもりでございますが、どうも私は昨年のこれを改める頃から単価の問題とは切離されたものと思つてゐる。そのことは厚生委員会の小委員会がありまして、先般参議院でその際詳細に論議されておりました。で、当面しますのは、最初きまりましたときには如何にもその通りの、事情といたしましては首肯いたしますが、薬剤が急激に上りまして、単価がなかなか直らん、こういう事情があつたやうであります。ところがその後におきまして単価自体も、いろいろ収入の基本的事情が變つておるやうでございます。それから私どももそういう事情もあるからといふので、実情止むを得ず行政的措置としてやるといふことをやつたのでございまして。その後実情を調べますと、必ずしもその通り行つておるかどうか同じよ

く、その意味におきましてその原則をやはり貫いて行くべきではないか。従ひましてやはりこの法案が通る通らないうことが問題になります。この法案が通つた場合は、一体どうしたこの基本原則といふものが、これは提案者のかたも一応お話になつていふ理由でそういう原則を認めなうかといふ点は、そこはまあ問題だらうと思ひますが、それがまあ結局提案者のお話でございますと、一点単価の問題に結びつくわけですね。それが一点単価を得なかつたのだといふことが、どこまで世間に納得して頂けますかどうか。そこが結局土田委員の御心配になつておる点じやないかと思ひます。又そんな意味におきまして、我々としても、一点単価でそういう問題があるといふことになりまして、これはまあほかの点と違ひますところは、一応二十六年、二十七年にやつたのじやないか、この点だけが残ると思ひます。ただ安いか高いかといふことだけになつたすれは、まあ企業の問題は別として、例えば杉山委員のおおかげになりましたこの収納価格の問題とか何とかがいふものについては当然同じような議論が出て来るのでございまして、或いは米の供出価格の問題などにつきましても、まあ早場米供出、超過米供出の問題はまあこれは別の議論でございまして、今のような政府の買上程度であるならば、これは基本米価が高いから云々といふ、安いから云々といふ、こういうたやうな問題が

出て来るのじやないか。又その場合、この問題とそういう問題との唯一の違ひは、二十六年、二十七年に一点単価をきめた際にそういうことをやつたのじやないか、この点だけが残るのでございます。まして、それが果して他のかたがたに、まあそれだから医師は特別な扱いでいいのだといふことが御納得頂けるかどうか、これがまあ疑問だといふ点を心配してゐるわけでございます。

○土田国太郎君 まあ二十六年に三十でやつたというから、今度はその例に倣つてやるといふらしいですが、前例があるからといふやうなふうに解釈されるのだが、それは、それを一応是認するとして、私の聞かんといたしたところとは、他の業態がこの医師のごとく申出た場合に政府のほうはどう処置するか、医師に許して、ほかの業態に許さんといふ手は私にはあるまいと思ひます。特に中小企業のごときは今日もう悲慘のどん底に陥つておりまして、それについてもあらゆる面から、この点についてはもう大蔵当局についていろいろ折衝してゐるが、なかなかよくしてくれんといふのが今日の実情である。そういうやうな今のデフレの時代に、慘憺たる営業を続けておる人間もあるのだから、その救済方を申出たときに、主税局、国税庁としては、それはまあならんといふことは私は言ひ得ないやうに思ふが、それはどうですか。

○政府委員(渡辺喜久造君) 私も実はその点非常に心配してゐるわけでございますが、こういうふうな立法の問題と同時に、行政の執行の面におきましてもやはり同じやうな問題が出て来るのじやないかといふことを心配してお

ります。なかなかそれぞれの業態におきましてはそれぞれの理由が違ひますけれども、やはりいろいろな言ひ分があるわけでございます。この業態だけに許されるとすれば、我々のほうにもいろいろ問題があるといふたやうなことが又いろいろ出て来る問題じやないかといふことで、まあ実は我々のほうにこれが非常に非常に窮地に陥るのじやないか。まあ国税庁長官からも一言お答えさせて頂きたいと思ひます。

○説明員(平田徹一君) この問題、私も実は最初から研究しておりましたので、いきさつもよく知つておるつもりでございますが、どうも私は昨年のこれを改める頃から単価の問題とは切離されたものと思つてゐる。そのことは厚生委員会の小委員会がありまして、先般参議院でその際詳細に論議されておりました。で、当面しますのは、最初きまりましたときには如何にもその通りの、事情といたしましては首肯いたしますが、薬剤が急激に上りまして、単価がなかなか直らん、こういう事情があつたやうであります。ところがその後におきまして単価自体も、いろいろ収入の基本的事情が變つておるやうでございます。それから私どももそういう事情もあるからといふので、実情止むを得ず行政的措置としてやるといふことをやつたのでございまして。その後実情を調べますと、必ずしもその通り行つておるかどうか同じよ

うな結果が出て参りません。大分違つた結果が出て参りまして、従いまして我々としては昨年の夏以来厚生省が準備を引上げられる、この問題を未解決にしてもらつちや困るということ、強硬に実は話しまして、この問題を昨年やつとあそこまで持つて行つたわけでございます。それにつきまして、これは私も実際問題としてしまして先ほど申し上げましたように、お医者さんは収入が社会保険ではつきりして、これは課税上一般の方針として許され得ることでございますから、そういう限度において、そういう方向においてできるだけ考える、こういうことはたばこにつきましても或る程度やつておられますが、そういう方向なら行政措置でやりましても弊害はないだらうということとやつておるわけでございます。この問題を今ここで更に単価の問題と関連して行きますという事は、どうも問題が唐突過ぎる感じが私いたすわけでございます。

それから徴税につきまするいろいろな悪影響の問題は先ほどから申し上げたのでございますが、私も率直に申し上げまして、例えば青色申告をしておられるかたなんかにおきましては戸惑ひしてしまふ。ほかの農業者の場合におきましては問ひつめられるとどうにも行かない。私はこの問題、率直に申し上げまして、地方の懇談会に大分出まして、お医者様の代表者に来てもらつて話したのであります。お医者様の所得税を何故に特別に軽減する必要があるか、その理由について納得行けるような理由があれば、これは私も何か適当な方法で軽減するといふこ

とが合理的であると思ひます。併しどういふ理由が立つか。例えば夜間診療が義務付けられてゐる、それが十分なる理由になるかどうか、そういう類のものではなくさんあると思ひます。そういういろいろな理由がある、それで議論して、これを低くする理由があるならこれは何か特別の軽減措置を講ずるということになつてゐる。これはいいと思ひます。それによつても、その点につきましてはつきりした納税の行く説明がつかん限りは特別な考慮をするといふことには賛成しがたいのじやないかという事で、まあ私も始終いたして来ているわけでございますが、従ひまして、而もこのまけ方というのは、どうも実に所得税の所得計算の根本を突くものでございまして、出て来た所得の何割を控除するとか軽減するとかいふようなことについて又何か一つの理由があるとなればそれも方法だと思ひます。これも理由があるかどうか問題だと思ひます。所得のあるなしによつてございせんが、実際の所得が違ふにかかわらず、例えば仮に四〇%出て来た人も二八%に見る、三〇%出て来た人も二八%に見る、三五%出て来た人も二八%に見る、なおこの二八%以下が救われるようになつておりますが、どうも所得税といたしましては私も腑に落ちん。こういう法律は執行上やつて見ますと恐らく各方面から又問題が出て来る。即刻これをやめてくれといふかたが他の納税者のほうから相当出て来るのじやないかといふことを心配しております。それがひいては私も所得税行政全体に相当な影響があるのじやないかといふことを心配します。で、どうもこの法律は遺憾な

がら執行当局といたしまして賛成いたしたいと思ひます。例へば夜間診療が義務付けられてゐる、それが十分なる理由になるかどうか、そういう類のものではなくさんあると思ひます。そういういろいろな理由がある、それで議論して、これを低くする理由があるならこれは何か特別の軽減措置を講ずるということになつてゐる。これはいいと思ひます。それによつても、その点につきましてはつきりした納税の行く説明がつかん限りは特別な考慮をするといふことには賛成しがたいのじやないかという事で、まあ私も始終いたして来ているわけでございますが、従ひまして、而もこのまけ方というのは、どうも実に所得税の所得計算の根本を突くものでございまして、出て来た所得の何割を控除するとか軽減するとかいふようなことについて又何か一つの理由があるとなればそれも方法だと思ひます。これも理由があるかどうか問題だと思ひます。所得のあるなしによつてございせんが、実際の所得が違ふにかかわらず、例えば仮に四〇%出て来た人も二八%に見る、三〇%出て来た人も二八%に見る、三五%出て来た人も二八%に見る、なおこの二八%以下が救われるようになつておりますが、どうも所得税といたしましては私も腑に落ちん。こういう法律は執行上やつて見ますと恐らく各方面から又問題が出て来る。即刻これをやめてくれといふかたが他の納税者のほうから相当出て来るのじやないかといふことを心配しております。それがひいては私も所得税行政全体に相当な影響があるのじやないかといふことを心配します。で、どうもこの法律は遺憾な

がら執行当局といたしまして賛成いたしたいと思ひます。例へば夜間診療が義務付けられてゐる、それが十分なる理由になるかどうか、そういう類のものではなくさんあると思ひます。そういういろいろな理由がある、それで議論して、これを低くする理由があるならこれは何か特別の軽減措置を講ずるということになつてゐる。これはいいと思ひます。それによつても、その点につきましてはつきりした納税の行く説明がつかん限りは特別な考慮をするといふことには賛成しがたいのじやないかという事で、まあ私も始終いたして来ているわけでございますが、従ひまして、而もこのまけ方というのは、どうも実に所得税の所得計算の根本を突くものでございまして、出て来た所得の何割を控除するとか軽減するとかいふようなことについて又何か一つの理由があるとなればそれも方法だと思ひます。これも理由があるかどうか問題だと思ひます。所得のあるなしによつてございせんが、実際の所得が違ふにかかわらず、例えば仮に四〇%出て来た人も二八%に見る、三〇%出て来た人も二八%に見る、三五%出て来た人も二八%に見る、なおこの二八%以下が救われるようになつておりますが、どうも所得税といたしましては私も腑に落ちん。こういう法律は執行上やつて見ますと恐らく各方面から又問題が出て来る。即刻これをやめてくれといふかたが他の納税者のほうから相当出て来るのじやないかといふことを心配しております。それがひいては私も所得税行政全体に相当な影響があるのじやないかといふことを心配します。で、どうもこの法律は遺憾な

○説明員(平田敬一郎君) お話のごとく、例へば帳面がないという納税者の場合におきましては、まあ大体収入を推定して調べて、それに對して帳面のあるはかの所得者につきまして調べて、それによつて帳面のない或いは調査の十分でなかつた納税者の所得を推定して調査をするという場合が、これは行政上止むを得ざる方法として実はやつておることはこれは事実でございます。でございせんが、この場合におきまして必ずしもこれは釘付けにしておりません。平均的なところから、或る場合にはそれより高い率を適用する。或る場合にはそれより低いところを適用する。それより高い率を適用する場合におきまして、個々の事情を調べてやつており、而も家賃その他は中から、雇人の給料と家賃なんといふものは、特別に別額にしてある。ところがこゝろ事情であり

ますと、これは雇人の給料が幾らであらうと、家賃を払つていふといふまいとみんな一律の所得率になつておる。行政上止むを得ざるやつてゐるものよりもつと悪い効果があると思ふ。而も又行政上の措置としては、私も執行当局として率直に言つて甚だ面白くないのですが、できるだけ巾を縮めまして、そのためには青色申告をできるだけ普及いたしまして、個々の納税者の所得、収入支出を調べまして査定する。それでなければ本當の所得じやないのだといふことで、私は鳴物入りで一生懸命青色申告の普及を図つておる。こゝろいふことでございまして、どうもそういうことで真正面にぶつかりますので、実は私先ほど申し上げましたように困惑すると申します。困る立場に置かされるということだけを一つ申上げて御参考にあつたと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑ございませんか。

○森下政一君 私はさつきから大蔵大臣の御意見を聞き、更に厚生大臣の御意見を聞いて、これはまさしく閣内不統一だと私印象を受けるのですが、もう今の政府は明日か明後日つぶれてしまふような状態のときにこんなことを言うてもしょうがないですが、すでに提案者自身もこゝろいふ法律を設けるということが望ましいことではないといふことはつきり提案理由の中に諷つておるわけですが、先刻こゝろ来ていた内藤代議士もその点は理解しておる。そこであなたがたは税務当局として、特に事務をお扱いになるあなたがたとしては、只今のような御所見を抱かれることは当然だと思ひます。私

も同感です。その点は同じなんです。だからこゝろいふ法律を作るといふことは望ましいことだとは思ひます。提案者自身もそれは認めておる。ところが根拠はどこにあるかと言へば、二十六年度とか七年度の所得について政府が閣議決定で行政的の措置をするといふことを認めて實際やつて来た、ここにあると私は思ふのです。こゝろいふうな税法の規定があるにかかわらず、行政措置をやるという閣議決定をやつたといふこと自体がすでに私は一つの大きな根拠を成しておると思ひます。それは法律じやない。法律じやないけれども行政的にこゝろいふ措置ができることをやつた。そうすると先刻来杉山さんから、或いは土田さんも指摘しておいでになるけれども、法律じやないけれども、閣議決定でこゝろいふ行政措置をやつておるじやないか、税法を無視したことをやつておるじやないか、そうすれば我が要求すれば同様な閣議決定をやつて、同じような扱いをしてくれるかといふことを中小企業者なりその他の者がどうも陳情をして来る。そういうことになつたら同じように私は政府は行き詰つて来ると思ひます。ですから税法で規定しておつたにかかわらず、便宜なそういううな行政措置ができるようにきめられることは困るじやないか。これは大蔵事務当局としては、そんな閣議決定をなさつたらむちやだ、我々を殺すようなものじやないかといふ強い要望をなすつてもいいはずじやなかつたかと私は考へるのです。そこで私、この提案者にしてみれば、二十六年なり七年なりやつておつたことをそのまま違法性がなしにやれ

ますと、これは雇人の給料が幾らであらうと、家賃を払つていふといふまいとみんな一律の所得率になつておる。行政上止むを得ざるやつてゐるものよりもつと悪い効果があると思ふ。而も又行政上の措置としては、私も執行当局として率直に言つて甚だ面白くないのですが、できるだけ巾を縮めまして、そのためには青色申告をできるだけ普及いたしまして、個々の納税者の所得、収入支出を調べまして査定する。それでなければ本當の所得じやないのだといふことで、私は鳴物入りで一生懸命青色申告の普及を図つておる。こゝろいふことでございまして、どうもそういうことで真正面にぶつかりますので、実は私先ほど申し上げましたように困惑すると申します。困る立場に置かされるということだけを一つ申上げて御参考にあつたと思ひます。

も同感です。その点は同じなんです。だからこゝろいふ法律を作るといふことは望ましいことだとは思ひます。提案者自身もそれは認めておる。ところが根拠はどこにあるかと言へば、二十六年度とか七年度の所得について政府が閣議決定で行政的の措置をするといふことを認めて實際やつて来た、ここにあると私は思ふのです。こゝろいふうな税法の規定があるにかかわらず、行政措置をやるという閣議決定をやつたといふこと自体がすでに私は一つの大きな根拠を成しておると思ひます。それは法律じやない。法律じやないけれども行政的にこゝろいふ措置ができることをやつた。そうすると先刻来杉山さんから、或いは土田さんも指摘しておいでになるけれども、法律じやないけれども、閣議決定でこゝろいふ行政措置をやつておるじやないか、税法を無視したことをやつておるじやないか、そうすれば我が要求すれば同様な閣議決定をやつて、同じような扱いをしてくれるかといふことを中小企業者なりその他の者がどうも陳情をして来る。そういうことになつたら同じように私は政府は行き詰つて来ると思ひます。ですから税法で規定しておつたにかかわらず、便宜なそういううな行政措置ができるようにきめられることは困るじやないか。これは大蔵事務当局としては、そんな閣議決定をなさつたらむちやだ、我々を殺すようなものじやないかといふ強い要望をなすつてもいいはずじやなかつたかと私は考へるのです。そこで私、この提案者にしてみれば、二十六年なり七年なりやつておつたことをそのまま違法性がなしにやれ

も同感です。その点は同じなんです。だからこゝろいふ法律を作るといふことは望ましいことだとは思ひます。提案者自身もそれは認めておる。ところが根拠はどこにあるかと言へば、二十六年度とか七年度の所得について政府が閣議決定で行政的の措置をするといふことを認めて實際やつて来た、ここにあると私は思ふのです。こゝろいふうな税法の規定があるにかかわらず、行政措置をやるという閣議決定をやつたといふこと自体がすでに私は一つの大きな根拠を成しておると思ひます。それは法律じやない。法律じやないけれども行政的にこゝろいふ措置ができることをやつた。そうすると先刻来杉山さんから、或いは土田さんも指摘しておいでになるけれども、法律じやないけれども、閣議決定でこゝろいふ行政措置をやつておるじやないか、税法を無視したことをやつておるじやないか、そうすれば我が要求すれば同様な閣議決定をやつて、同じような扱いをしてくれるかといふことを中小企業者なりその他の者がどうも陳情をして来る。そういうことになつたら同じように私は政府は行き詰つて来ると思ひます。ですから税法で規定しておつたにかかわらず、便宜なそういううな行政措置ができるようにきめられることは困るじやないか。これは大蔵事務当局としては、そんな閣議決定をなさつたらむちやだ、我々を殺すようなものじやないかといふ強い要望をなすつてもいいはずじやなかつたかと私は考へるのです。そこで私、この提案者にしてみれば、二十六年なり七年なりやつておつたことをそのまま違法性がなしにやれ

るように、こういうふうな措置法の改正をやつてですね、法的にどこからも改められることのないようにしようじやないか、併しこれはいいことではないから一日も早くそういうような法律は廃止したいから、廃止できるように政府が措置すればいいというのが提案者の精神のうちに思うのです。而も厚生大臣の意見を聞くと、その違法性をなくすることは望ましいことだといふに、厚生大臣の言うことが私にはこういうふうに取りれたのです。だから大蔵大臣は税の正面からの理論を指摘して望ましいことではないと今になつて言われるが、恐らくそのときに閣議の決定にも大蔵大臣は参加しておつたのだと思うのですが、行政措置としてこういうような税法に仮にこんなことをやることを認めると言つた。そして今日税の理論から行くと、こんな改正をやるということはこれは望ましいことではないということを開き直つて言われるのです。それは当然そうあるべきだと私は思うが、同じ内閣の厚生大臣は、税の見地から違法性がないようにしてそういう措置を講ずることが望ましいと思ふというふなことを言うましろと思ふということは、如何にも私に聞かれるということは、如何にも私は閣内がつくりしておらんとする印象を受けるのです。もう内閣がつぶれても、大臣のほうはいいけれども、税をおあずかりしている大蔵当局はたまつたものではない。これは一つあなたがつたものでない。これは一つあなたがたの力でこういうぢやなことをやらんようにしてくれと、こういうふうに私には取れるのだ。これはちよつと御注文が無理だ、我々のほうにしわを寄せて、肝心のおやじさんがやつたこ

とを黙つておつて、そうして正面から今日は税の理論だけを掲げるということはどうもばつとしないのみならず、私はそういうことは感情的になつて甚だ相濟さんと思うけれども、税務当局に私は非常に失望を感じるのですね。というのは、例えば昨年あたりでも税制審議会というのですか、何かをお作りになつていろいろ日本の現下の税制を解剖してこうあるべきだといふ一つの結論を設けられた。これには私は主税局長でも或いは国税庁長官でも大體においてこれは望ましい改正だといふような意見を持つておられたと思ひますが、政府がいろいろな陳情を受けたり何かに政治的な動きを始めて、それうして折角長い間かつて朝野の權威が集つて、これが望ましい税制だといふような結論を打出したものを全的に採用しないのだから、どこかがぐずぐずたらすつかり合なしになつてしまふといふようなことが今現在行われておる。そういう点で例へば遊興飲食税のものしとか等々、最近には新聞等を見ると、某々代議士はそれで収賄して見たといふやうなことであればつきりして来て醜態を暴露しているが、ああたががたといふれてしまふといふやうなことではそれは実に残念なものである。私はあなたがたをバック・アップしておる。こうあるべきじゃないかと……。例へば社会党の決議が間違つた決議をやつたら、私は社会党の議員だけれども、社会党と闘つても、なぜ

それに賛成しないかと言いたいのだな。それぐらいの気概を私どもが持つておるときに、肝腎要のあなたがたが簡単にくずれてしまうのでは……。そうしてこういうことになつて来ると、明日か明後日つぶれる内閣はこれではしうがないけれども、我々は困るのだというようなことで、そうおつしやるのは、これはちと虫がよすぎる、便宜主義だと思ふな。

○説明員(平田敬一郎君) 森下さんかから大受御鞭撻を頂いて誠に有難く恐縮に存する次第でございますが、実は最初設けましたときは、私覚えておりますが、そのときは私主税局におりましたが、国税庁ではございませんでしたが、一点単価の問題が非常に混み入つたことであり、それに関連してこの問題が出て来たことはこれは事実であります。その当時一応は薬代が非常に上つて所得の巾が縮まつた、この一般的状況は成るほどそうじやなからうかと推測しておりました。そういう事情がありましてので、まあ地方的の標準率で計算したお医者さんもその当時おりましたものですから、そういうお医者さんについてはこの際所得の標準率を二十五乃至三十という線で行きまして、うというところでやつたわけです。その後、併しこれは私は如何にもどうも行政措置としてもおかしい、それから牛ほど言つた実際もおかしい、この二つというので、一生懸命やりまして、やつたと三年目に或る程度名誉を回復してやりました。昨年度、二十八年度分でもやりましてしたことは、先ず会計検査院に対してはこれなら言い開きができる。一般の納税者に対してはこれならお医者の方

で言ひ開きができるということをやつて来た。ところが今度は又元に戻りまして、而も法律的措置できつとやつたということになります。これは今まで悪かつたこと、或いは努力が足りなかつたことも率直に言つてあると思ひますが、又ここに非常に大きな不手際を重ねるということは本当にどうもこれは困るということでごさいます。て、その辺の事情は更に一つ御斟酌下さいますようにお願いしたいと思ひつておるのであります。

○有馬英二君 先ほどからいろいろ意見を承わつておるのですが、特に大蔵当局のお話は、大蔵大臣初めにこれに反対の意見を表明されておるようであります。併しこの問題は非常に長い問題であります。最近に起つた問題ではないので、私はずつと前からのことを言つておきますから、一言だけ申上げようかと思いますのですが、それは一点単価と関係がないようなことをさつき主税局長や長官が言われたようですが、やはりこの法案の提出者が言つてゐるように、やはり一点単価とこれは関連があるのです。一点単価が正常に認められて、適正に認められておらないということは、さつき厚生大臣はいひ加減なことを言つて逃げて行つたのですが、(笑聲)厚生大臣も厚生委員会でそれは認めておる。それであればこそ、協議会にこの問題が付議されておるわけです。二十六年春の日本医師会から提出した一点単価は、一点が十圓だつたのです。それにもかかわらず、その当時大蔵大臣がそれを抑へ付けて、それはやはり予算がないといふことであつたのです。今日では一兆倍

の予算外には出るから」といふ口實でできたのですが、その当時は一兆億ではなかつたけれども、その当時の大蔵大臣は池田さんです。が、どうも上げられない。だからして先ほどからいろいろお話がありましたように税のほうで何とか加減をしてやるというような話であつた。

それでその次に起つた問題が、やはり一点単価も少し上げなければならぬよになつて、当時の厚生大臣である橋本龍伍君が一点単価を十一円五十銭と十二円五十銭に上げたのですけれど、医師会の要求と非常に開きが多かつた。そこで医師会がそれを承認できなくて、そうしてやはり先ほどからいろいろのお話がありましてに税のほうで加減をするということで、二十七年になりました。先ほどお話がありましたように三〇%といふところへ落着いたのです。そういう何といひますか、大蔵大臣とそれから厚生大臣と面方がいろいろな工夫をして、そうして医師会側をやつとこすつとこ納めたのですけれども、それで一点単価の問題が解決しているのではないのです。今日だに、先立つて来いろいろの問題があつたに、医薬分業問題までがそれに引掛りまゝで、遂に解決できなかった。そういうところもやはり一点単価これが起因してゐるということを思わなければならぬ。この法案は勿論さつきからいろいろなお話がありましたし、提出者も言いましたように、税をしろいろいろじくるということとは思わしくないのだというのを言われておるのですから、これはただ一点単価の問題が厚生省が解決できないために、それのまゝ

○政府委員（正示啓次郎君）　只今一点
単価の問題につきましてお話がござい
ましたが、この点につきましては、予
算をあずかる者といしまして、一言
申し上げたいと思います。

葉にございましてように、一兆予算だから無理やり予算の中に押し込めておるのだと若しお考え頂いておるとすれば、大蔵省はさように怠慢ではございませんので、この点は責任ある御折衝に對しまして、常に実情の把握方をお願いをいたしておるのでありますが、まだはつきりした御要求もないのでございします。これは委員のかたがたも御承知と思うのでありますが、要するに厚生省としてはその実情の把握ということにつきまして目下御努力に相成つておるのだと思うのでありますが、私どもに對して具體的の御要求がないのであります。従いまして一兆予算の範圍に無理に抑え込んでおるといふことは、これは実情に副いません。殊に御承知のように昨年十一月には入院その他につきましては点数の是正を図つております。私どもは明確なる具體的な資料がはつきりいたしますれば、それによつて点数等の是正をやつておるのでありますから、その点はよろしく御了解をお願いしたいと思います。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御質疑はありませんか。

○杉山昌作君 これちよつと小さい問題ですけども、条文について伺いますが、七条の十には医療を営む個人の所得について書いてあります。それから七条の十一には、医療法人の所得についてはこうすると書いてある、これは、まああなたがたは提案者じゃないから御存じないと思いますが、個人と医療法人はいいが、株式会社組織等で医療を営んでいるかたも、僕の知っているのにあると思うが、この法律が通つたとき、株式会社或いは合資会社というようなそういう人についてはこ

○政府委員（渡辺喜久造君）　ここに書

○説明員(平田敬一郎君) 先ほど私が単価の問題は解決しておるといふふうにお答えしたように受取られたのですが、私は解決しておるといふ意味で申上げたのではありませんので、その問題と切離して進行するように二十八年度からしておるといふ意味でございますので御了承願いたいと思います。

それから更に法律実施上の問題について私どもも大分検討いたしておるのですが、細目になりますと、又いろいろな問題が実はあるのじやなからうか。特に扱いでやつている場合におきましては仮に便宜をする場合もございますので、或る程度適當なところ

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（西郷吉之助君） 御質疑がな

「異議なし」と呼ぶ者あり」

入ります。御意見のおありのかたは賛

たします。先ほど来質疑で明らかにな

聞いたとしても、この種法案が税制

あるというふることがはつきりいた

しておりまして、更に仮にこれが通り
ましたときに医者の間においても今の
一律二八%では不公平が起るかも知

れんというような問題を包蔵いたして
おりますし、又、今最後に指摘があり
ましたように、株式会社その他の法
人で医業を営んでおるかが相当たく
さんあるけれども、それらの人々は一
律一体においてこの法律の適用から排
除されるというようなことになる、と
医業に従事しておるかたがたの間にお
いてこの法律が非常な不公平をわざ
と出さし出すような結果になるのじや
ないか。更に又青色申告の關係或は
その他の業者との關係等から言つて、
税務行政上も非常に不便があるとい
ふに拝聴いたしておるのでありまし
て、それやこれやを併せまして、この法
律は悪法である、と断ぜざるを得ない
と存じます。併しながら、悪法であつてもその
ときの事態を解決するために絶対
必要であるというならばこれ又一時の
便法として認めることが政治的に必要
であると思ひますが、一体この法律が
それほど必要であるかどうかという問
題、これにつきましては先ほど来語が
出ておりますように、一点単価が低い
からそれをコンベンゼートするためだ
というところが大きな理由になつてお
りますが、一体この一点単価は低いのか
高いのかということにつきましては、政府
の当事者である厚生大臣はわからん
といふことを言つております。三年來研究
しておられますのにまだ結論が出ていな
いと言つてゐる。それならばそれを主
管しておる厚生省が現在の一点単価が
低いといふことでもはつきり認めてい
るなら、それをコンベンゼートすること
があるとも言えましょうが、低いか高
いかわからんと本當の責任者が言つて
いる以上は、コンベンゼートするため

にはこの法律が必要であるといふ緊要
性は認められなかつたと思ひます。
更にもう一つ、仮にそれを認めても、
悪法だから一日も速やかに元に戻す
という段取りの心がまえがあるかと思
へば、これ又厚生大臣の説明によりま
す、今後研究しますといふような非
常に呑気なことを言つてゐる。悪法だ
から一日も早く直すためには一点単
価の問題を解決して正道に戻すべき
といふ強い考えを持つて熱心にやるとい
うことであれば、それもないとい
うことであらう、一体この悪法を何
のためにやるのか、それだけの悪法を
やらなければならぬ緊要性がないの
ではないか。やつた場合にもこれを速
かに直そうといふ政府に心意氣がない
じやないかといふことを認めざるを得
ないので、そういうような法案に我々
は賛成いたしかねますので、残念な
がら反対いたします。

併しながら私は申添えますが、一点
単価が安いのか高いかは今の厚生大臣
のお話で私も疑問に思つておりますが、
この問題は数年來の問題なんです。そ
して医師会のかたがた、歯科医師会
のかたがたは死活の問題として非常な熱
心な陳情をされております。私も一
点単価が低いのではないかと思ひま
す。一点単価が低いのもおかからず
この法律をつぶすといふことになる
と、医師のかたがたには非常にお氣の
毒な結果を招来することになります
けれども、これは一にかかつて政府がそ
の問題を解決しようといふ肚もなければ
熱心さもないといふことに私は歸す
べき問題だと思ひますので、お医者
さんのかたがたには、誠にしわ寄せが
お医者さんのかたがたの肩にかかり

のでお氣の毒でありますけれども、我々
としては政府の心がまえがここにない
ことを認めて賛成いたしかねることを
申し上げます。

○安井謙君 本日は原案に賛成の意を
表するものでございます。
本案につきましてはいろいろ異論のあ
りますことは先ほどの質疑応答で明ら
かになつておりますが、これはその賛
成する理由と申しますれば、第一に、
これは政府がすでに過年度において実
施をして来ておつたものであります。
そうしてそれは実情上実施をやらなけ
ればいけなかつたものを今回法制化し
ようとしてゐるという点、更に一点
単価の問題については非常に内容が複雑
であり、いろいろ研究も進められてお
るが、今直ちに結論が下されなかつ
て、そこでそれに代るべき手段として暫定措
置としてこれを取上げておるといふ意
味で、我が党の国会対策委員会ではこ
れに賛成すべきものと決定をいたしま
したので、それによつて賛意を表する
次第でございます。

○委員長(西郷吉之助君) 他に御発言
ございませんか。……御発言がなけれ
ば、討論は終局したものと認めて御異
議ございませんか。

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ない
と認めます。
それではこれより採決に入ります。
租税特別措置法の一部を改正する法律
案を衆議院送付案通り可決することに
賛成の諸君の挙手をお願いいたしま
す。

○委員長(西郷吉之助君) 多数と認め
ます。よつて本法案は可決すべきもの
と決定いたしました。
なお諸般の手續は、先例によりまし
て委員長に御一任願いたいと思ひま
す。

○委員長(西郷吉之助君) 本日はこの
程度にいたしまして、明日は諸君、陳情
その他継続案件等もござりますから、
午前十時に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後八時五十六分散会

○委員長(西郷吉之助君) 本日はこの
程度にいたしまして、明日は諸君、陳情
その他継続案件等もござりますから、
午前十時に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後八時五十六分散会

○委員長(西郷吉之助君) 本日はこの
程度にいたしまして、明日は諸君、陳情
その他継続案件等もござりますから、
午前十時に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後八時五十六分散会

○委員長(西郷吉之助君) 本日はこの
程度にいたしまして、明日は諸君、陳情
その他継続案件等もござりますから、
午前十時に開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後八時五十六分散会

多意見者署名
藤野 繁雄 小酒井義男
東 隆 青柳 秀夫
井上 清一 入交 太蔵
安井 謙 平林 剛
森下 政一 石坂 豊一
有馬 英二

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

十九回国会継続) (予備審査のため
の付託は五月二十九日)
一、昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案(衆)
(予備審査のための付託は同日)
一、租税特別措置法の一部を改正す
る法律案(衆) (予備審査のため
の付託は同日)

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

昭和二十九年産米穀についての超
過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案
昭和二十九年産米穀についての
超過供出奨励金等に対する所得税の
臨時特例に関する法律案

米穀の生産者がその生産した昭和
二十九年産の米穀を政府に売り渡し
た場合において、当該生産者が受け
るその売渡に対する代金の金額が早
期供出奨励金又は超過供出奨励金の
金額を含むものであるときは、その
代金の金額のうち、当該早期供出奨
励金又は超過供出奨励金の金額に相
当する金額は、当該生産者の昭和二
十九年分又は昭和三十年分の所得の
計算上、所得税(昭和二十二年法
律第二十七号) 第九条に規定する総
収入金額に算入しない。

この法律は、公布の日から施行す
る。
附則
租税特別措置法の一部を改正する
法律案
租税特別措置法の一部を改正す
る法律案

租税特別措置法(昭和二十一年法
律第十五号)の一部を次のように改
正する。

租税特別措置法(昭和二十一年法
律第十五号)の一部を次のように改
正する。

租税特別措置法(昭和二十一年法
律第十五号)の一部を次のように改
正する。

租税特別措置法(昭和二十一年法
律第十五号)の一部を次のように改
正する。

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

一、国有的炭鉱医療施設の譲渡及び
貸付に関する特例法案(衆) (第

第七条の九の次に次の二条を加える。

第七條の十 医療又は齒科医療を営む個人が、各年において、左の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、その年分の事業所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十條第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

- 一 健康保険法、日雇労働者健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（日本専売公社法第五十一條、日本電信電話公社法第八十條において準用する場合を含む。以下本号において同じ。）、市町村職員共済組合法、私立学校教職員共済組合法、未帰還者留守家族等援護法、身体障害者福祉法、戦傷病者戦没者遺族等援護法又は児童福祉法の規定に基く療養の給付（健康保険法、日雇労働者健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、市町村職員共済組合法又は私立学校教職員共済組合法の規定によつて家族療養費を支給し、負担し、又は支払うべき被扶養者に係る療養を含むものとする。）、助産の給付、更生医療の給付又は育成医療の給付
- 二 生活保護法の規定に基く医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産
- 三 精神衛生法又は結核予防法の規定に基く医療

第五條の五第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七條の十一 医療法人が、各事業年度において、前條第一項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合においては、当該事業年度の所得の計算上当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として損金に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

第七條の七第八項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第七條の十の規定は、個人の昭和二十九年分の所得税から適用し、改正後の同法第七條の十一の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税から適用し、個人の昭和二十八年分以前の所得税又は医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、外資に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

一、昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案（衆）

外資に関する法律の一部を改正する法律案

外資に関する法律の一部を改正する法律

外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業を著しく圧迫するお

それがあつたと認められる場合第十三條の二第一号中「第八條第二項第四号」を「第八條第二項第五号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第五号中「第八條第二項第四号」を「第八條第二項第五号」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律案

昭和二十九年の年末の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一條第一項の規定に該当する個人が、同法の施行地において給与の支払をなす者（当該個人が同法第三十九條第一項又は第二項の規定により昭和二十九年中の支給に係る給与につき提出した申告書の經由先たる給与の支払者をいう。）から昭和二十九年の年末賞与（賞与のうち性質上十二月に支払を受けるべきものをいう。以下同じ。）及び年末賞与の性質を有する給与（以下これを「年末の賞与」と總称する。）の支払を受ける場合において、当該

年末の賞与の金額の合計額が二万円以下であるときは、当該年末の賞与については、その金額の合計額によつて次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額につき所得税を課せらる。

一 年末の賞与の金額の合計額が一萬五千円以下のもの

当該合計額

二 年末の賞与の金額の合計額が一萬五千円をこえ一萬六千円以下のもの

一萬五千円

三 年末の賞与の金額の合計額が一萬六千円をこえ一萬七千円以下のもの

一萬七千円

四 年末の賞与の金額の合計額が一萬七千円をこえ一萬八千円以下のもの

一萬八千円

五 年末の賞与の金額の合計額が一萬八千円をこえ一萬九千円以下のもの

一萬九千円

六 年末の賞与の金額の合計額が一萬九千円をこえ二万円以下のもの

二万円

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に昭和二十九年の年末の賞与につき所得税法第三十八條の規定により所得税の徴収が行われた場合において、当該所得税額が当該年末の賞与につき同法同条及びこの法律の規定により徴収すべき所得税額をこえるときは、そのこえる額に相当する額を、この法律の規定の適用により当該年末の賞与の全額につき所得税を課せられなければならないときは、当該所得税額を、政令の定め

るところにより、当該年末の賞与の支払を受けた者に還付し、又は当該年末の賞与の支払を受けた者の給与所得につき徴収すべき所得税額に充当する。

十二月五日日本委員会に左の事件を付託された

一、葉たばこの減収加算金制度継続に関する請願（第六八号）

一、岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願（第七五号）

一、スキー本部及び附属品の物品税撤廃等に関する請願（第八〇号）

一、国の会計年度変更に関する請願（第二三三号）

一、輸入原油、重油に対する関税復活の請願（第一五一号）（第二二二号）

一、昭和二十九年産米諸奨励金の所得税免除に関する請願（第一六〇号）

一、海外引揚者の在外資産補償に関する請願（第一六六号）

一、洋紙の物品税撤廃に関する請願（第一七七号）

一、企業整備による政府買上金返還に関する請願（第二一七号）

一、社会保険診療収入に対する所得税を非課税とするの請願（第二一八号）

一、木材災害復旧資金わくの設定に関する請願（第二四一号）

一、国有の炭鉱医療施設の譲渡、貸付に関する法律制定の請願（第二四三三号）

一、福岡県共和企業組合の課税に関する請願（第二四四号）

一、農林水産用石油類の輸入関税に
関する陳情(第一号)

第六八号 昭和二十九年十一月三十
日受理

葉たばこの減収加算金制度継続に關す
る請願

請願者 福島県議会議長 連沼
龍福

紹介議員 石原幹市郎君 木村
守江君

福島県の本年度葉たばこ耕作面積は六
千九百三十町歩を算し、全国第一位の
生産高を占め、その賠償額も三十余億
円を予想したが、今春来の低溫寒照に
より生育はいちじるしく阻害され、平
年に比し反当り二十五キロ以上の減収
は免れ得ない実情にあるから、関係機
関においては、これら量目減収の実態
をすみやかに把握して、昭和二十八
年度において実施された減収加算金制度
を、本年度も引き続き実施する措置を
講じ、耕作者の生産意欲を高揚せられ
たいとの請願。

第七五号 昭和二十九年十一月三十
日受理

岡山県津山市に国民金融公庫支所設置
の請願

請願者 岡山県議会議長 友保
知

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県の南部地区と北部地区における
中小企業の実態は、おのおのその特性
を異にし、かつ北部地区は県全体の三
割に相当する中小企業者を有してお
り、殊に近年は作州し、綿糸および
製材の振興をはじめ各種の貿易品の振
興もいちじるしく、作北における中小
企業の振興はいまやまことに重要期に

直面しているが、国民金融公庫は本県
においては南部の中心都市である岡山
市に一箇所しか設置してなく、作北企
業者は不利不便をきわめているから、
作北の中心地である津山市に国民金融
公庫支所を設置せられたいとの請願。

第八〇号 昭和二十九年十一月三十
日受理

スキー木部及び附属品の物品税撤廃等
に關する請願

請願者 東京都千代田区神田小
川町三ノ一日本スキー
工業会内 水野建次郎
外五名

紹介議員 西川弥平治君

冬季国民生活のうち、スキーの持つ比
重は非常に重く、とくに雪国において
は欠くことのできない交通用具である
上、学校においては正課として体育の
向上に貢献している実状であるにもか
かわらず、スキー木部並びに附属品に
物品税を賦課していることは不適当で
あるから、スキー用具等が冬季国民生
活必需品であることを考慮されて、こ
れら用具に対する物品税の撤廃若しく
は免税点設定の措置を講ぜられたいと
の請願。

第一三三号 昭和二十九年十一月三
十日受理

国の会計年度変更に関する請願

請願者 福島県議会議長 連沼
龍福外七名

紹介議員 木村 守江君

地方公共団体の予算と、国の予算との
つながりは近時一層密接不離の状態に
おかれているが、現行会計年度のもと
では、国費予算と地方公共団体予算編
成決定時期、あるいは公共事業費国費

予算の令達と事業施行期の点などから
少なからぬずれを生ずるため、地方予
算の適切な編成、効率的な予算の執
行、特に寒冷積雪地帯の適時の工事施
行等にいいたの問題を残している現状
にかんがみ、国の会計年度と地方公共
団体の会計年度との間にある程度の差
を設けることが問題解決の近路と考え
られるから、政府は国の会計年度繰上
げ変更についてすみやかに措置せられ
たいとの請願。

第一五一号 昭和二十九年十二月一
日受理

輸入原油、重油に対する関税復活の請
願

請願者 東京都新宿区東大久保
二ノ三三七帝國石油労
働組合内 加藤勇
勲組合内 加藤勇
天田 勝正君 野溝
勝君 中川 以良君
武藤 常介君 河野
謙三君

紹介議員 天田 勝正君 野溝
勝君 中川 以良君
武藤 常介君 河野
謙三君

最近における石油需要の激増に伴い、
これが需給関係の日本経済に及ぼす影
響の重要性にかんがみ、石油資源総合
開発五箇年計画を促進するために必要
なる助成金の交付を行い、国内石油資
源からの石油及び天然ガスの飛躍的生
産増加を図ることは、日本経済の自
立達成上緊急事であるから、これが財
源として輸入原油、重油に対する関税
を復活せられたいとの請願。

第二一二号 昭和二十九年十二月一
日受理

輸入原油、重油に対する関税復活の請
願

請願者 北海道天塩郡遠別町長
小森嘉藤外一名

この請願の趣旨は、第一五一号と同じ
である。

紹介議員 木下 源吾君

第一六〇号 昭和二十九年十二月一
日受理

昭和二十九年産米諸奨励金の所得税免
除に關する請願

請願者 名古屋市中区桜町三ノ
八愛知県農業協同
組合連合会内 市川為
次外一名

紹介議員 山本 米治君 森 八
三三君

農家の供出した米代金のうち早期供
出、超過供出及び供出完遂等の諸奨励
金については、昭和二十八年年度まで所
得税の臨時特例に關する法律によつて
免税措置が講ぜられてきたが、伝えら
れるように今次昭和二十九年産米に
ついては中止措置がとられるとすれ
ば、今後の農家の供出並びに増産意欲
に多大の悪影響を及ぼす結果となるか
ら、昭和二十九年産米についても基
本米価に組込まれた供出完遂奨励金相
当分を含めて所得税を免除せられたい
との請願。

第一六六号 昭和二十九年十二月一
日受理

海外引揚者の在外資産補償に關する請
願

請願者 島根県議会議長 中島
竜一

紹介議員 小瀧 彬君

海外引揚者の在外資産は、戦争の賠償
に充たされたまま放置されていること
は、はなはだ遺憾であるから、独立国家
となつた今日すみやかにこれら一切の
在外資産に対する補償措置を講ぜられ
たいとの請願。

第一七七号 昭和二十九年十二月一
日受理

洋紙の物品税撤廃に關する請願

請願者 東京都中央区銀座東三
ノ四日本洋紙会内 田
辺武次

紹介議員 安井 謙君

現在、洋紙の大部分は三パーセントの
物品税を賦課されているが、洋紙のご
とき生活必需品に対する課税すること
は不合理きわまるものであり、たとえ
転か税として消費者に転かし得たとし
ても大衆課税の悪税となるものであ
り、まして最近のようにデフレレシヨ
ンによる物価引下げ政策が強力に推進
されている際においては、事実上完全
に製造業者の負担となつてゐるため、
業者の窮状はなほだしいものがあるか
ら、洋紙に対する物品税を撤廃せられ
たいとの請願。

第二一七号 昭和二十九年十二月一
日受理

企業整備による政府買上金返還の請願

請願者 富山県津市下村木
二、九一八 岡崎きの
江外四十九名

紹介議員 井上 清一君

昭和十八年大東亞戦争が烈をきわめ
たとき、政府は、戦力増強のためと
称して、富山県下五十工場の絹人絹織
物製造業者に対して、企業の集中と鉄
材の供出を命じ、力織機二千七百台と
その他の機械器具を強制的に供出せし
めたが、その代金を特殊預金として一
応交付しながら、終戦の翌年に至り、
戦時補償特別税として前記設備の買上
げ金額を強制没収してしまつたため、
その後織物業者として復活できなかつ

た多数の者は、いまに至るも生業を得られず生活困窮の状況下にあるから、国の犠牲となつたこれら企業整備業者を救済するため、すみやかに当時の県下買上げ金七百四十万円を現在の物価指数に換算して、五年から十年の年賦償還にて返済せられたいとの請願。

第二一八号 昭和二十九年十二月一日受理

社会保険診療収入に対する所得税を非課税とするの請願

請願者 浦和市仲町五ノ一九社
団法人埼玉県歯科医師
会長 大沢弘外五百二十五名

紹介議員 上原 正吉君 天田 勝正君

わが国における医療制度は、少数の公的医療機関と多数の私的医療機関とによつて維持されており、公的医療機関は国家から補助を受け、かつ免税の措置が採られているのにひきかえ、多数の私的医療機関は自己資本を投下して社会保険制度に協力しておりながら、現在の社会保険診療では日進月歩の医学に対応する設備を具えることさえできず長時間就業して漸く生活を維持している状態で、このまま推移すれば診療内容は益々低下して国民保健のために影響するところが大きいから、社会保険診療収入に対する所得税を非課税とするようすみやかに法制化せられたいとの請願。

第二四二号 昭和二十九年十二月一日受理
木材災害復旧資金わくの設定に関する請願

請願者 宮崎市宮田町宮崎県木材災害対策協議会内
日高七郎

紹介議員 三輪 貞治君

宮崎県の林野面積は県全面の七十三パーセントを占め、林産物の総生産額は年間八十億を越え、県における経済的役割は極めて大なるものがある。しかるに本年六月から八月までの降雨続きに引き続き、本県に襲来した第五号、第十三号及び第十五号台風は降雨明けの木材生産最盛期に入つた矢先で、木材業者、製材業者に及ぼした被害と打撃は極めてじん大であり、これ等の業者はもとより関係労働者の死活問題であるとともに、これが盛すいは県経済にも重大なる影響を及ぼすこととなるから、これが復旧資金について、すみやかに金融の特別わくを設定して、本県内木材業に対する特別融資の措置を講ぜられたいとの請願。

第二四三号 昭和二十九年十二月一日受理

国有的炭鉱医療施設の譲渡、貸付に関する法律制定の請願

請願者 福島県石城郡内郷市御
既町久世原一六 箱崎 利勝外三名

紹介議員 木村 守江君

産業復興公団が炭鉱労働者の医療施設に供させるため建設した施設等で国有的のものについては地方財政窮乏の折柄、その設置の経緯および経営の実情にかんがみ、地方公共団体等に対し、すみやかに減額譲渡および減額貸付をする措置を講ずるとともに、地方公共団体等が産業復興公団との契約により支払うべき支払代金または貸付料にか

かる債務のうち一定部分を免除されるよう取り計らわれたいとの請願。

第二四四号 昭和二十九年十二月一日受理

福岡県共和企業組合の課税に関する請願

請願者 福岡県八幡市諏訪町三
共和企業組合内 空政

紹介議員 吉田 法晴君

今回、福岡県共和企業組合に対し、八幡、遠賀両税務署が法人課税を否認し、昭和二十五年から二十七年までの三年間にわたる総額一千数百万円の個人課税を通告してきたが、これは五年近くも判定を放置し、その間源泉徴収所得税と毎年の組合決算に基づく法人税を受納しながら綿密な調査も行わず一方的な推定で按討ちに個人課税してきただけのものであり、しかも法人課税の否認理由も説明せず、個人申告に当つてはおどし、すかしで強行したのが実状であつて、もし強行徴収に甘んずれば、零細な当組合の営業と組合員の生活は完全に破壊されてしまふから、八幡、遠賀両税務署の措置について公正な判断をもつて善処せられたいとの請願。

第一号 昭和二十九年十一月三十日受理

農林水産用石油類の輸入関税に関する陳情

陳情者 愛媛県松山市北持田一四
五 玉柳実外四名

農林水産用石油類の輸入関税は、石油類の輸入関税定率法の一部改正による特別措置によつて、昭和二十九年年度まで免税又は低率課税となつてゐるが、聞くところによると政府は、昭和三十

年度から関税定率を復活し、その税収を石炭鉱業補助育成並びに国内石油資源開発等に充てるよう考慮している由であり、かくては、昨年十一月以来いちじるしい高騰をつづけている石油類の価格をますます上昇させ、中小漁業者の経済を破滅させることになるから、農林水産用石油類の輸入関税については、昭和三十年度も引き続き免税等の特別措置を講ぜられたいとの陳情。